

# 資料編



## 中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要(平成11年度～平成28年度)

| 年度  | 中国電力  | 鳥取県   | 米子市  | 境港市   |
|-----|---|---|--|---|
| H11 | ■H11.12.27「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(平成11年12月27日付広原第9号)」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供   | ○H11.10.5 東海村JCO臨界事故を受け、鳥取県議会議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②島根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議すること等について、中国電力へ申し込みを実施                      | H11.10.12茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所で発生した「臨界被爆事故」を受け防災体制の強化、すみやかな情報伝達、米子市との安全協定締結について申し入れ   |   |
| H13 | ■H13.6.12「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成13年6月12日付)」→原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時についても連絡することに変更<br>■H13.11.26「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成13年11月26日付)」→発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更 | ○H13.12.27 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)決定(EPZ圈外)   |  |   |
| H14 |   | ○H14.4.16 内閣総理大臣から鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の承認通知  |  |   |
| H17 |   |   | H17.11.2島根原子力発電所におけるブルサーマル導入計画、3号機の建設計画を受け米子市との安全協定締結について申し入れ                          | H17.11.28 2号機ブルサーマル導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ         |
| H18 |   |   | 地域防災計画(島根原子力発電所)編を策定   |   |
| H19 |   |   |  | 域防災計画(原子力災害対策編)を策定  |
|     |   | ○中電との防災計画等の見直しに係る事前協議(H19.6.22、7.9)<br>○本協議(H19.8.31)通報連絡体制・基準、2号機ブルサーマル計画、3号機建設等について   |  | H19.9.20 新潟県中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ |
|     |   | ○本協議(H19.11.14)県から中電への要望①原災法10条事象未満のトラブル事象の情報提供、②2号機ブルサーマル導入に伴うEPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者的立場の専門家を入れた客観的な活断層調査の実施等 | H19.10.17新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所における災害発生を受け米子市との安全協定締結について申し入れ                      |   |
|     |   | ○H20.3.7「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(依頼)(平成20年3月7日付第200700184133号)」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼                                      |  |   |
| H20 | ■H20.5.16「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支庁11号)」→鳥取県への平常時連絡事項の情報提供(核燃料輸送経路等の機微情報を除く)が開始。→鳥取県から米子市、境港市へ情報提供  |   |  |   |
|     | ■H20.6.16「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広環工第1号)」→放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更  |   |  |   |
| H21 |   | ○H22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ   |  |   |
| H22 | H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告  | ○H22.4.30 点検不備に係る中間報告を受けて、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ  |  | H22.4.1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ                         |
|     | H22.6.3 点検不備に係る最終報告書を国に提出するとともに、県等へ報告   | ○H22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ                                     |  |   |
|     |   | H22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申入れ   | H22.9.1島根原子力発電所の点検不備を受け米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定締結について申し入れ                              |   |
|     | H22.10.21島根原発2号機運転再開について島根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明。   | H22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ   |  | H22.12.1 保守管理等の不備を受け、安全管理体制及び安全協定締結について、中国電力へ申し入れ               |
|     | H23.3.17、24 島根原発の津波対策について公表   | ○H23.3.14 福島第一原発事故を受け、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ  | H23.3.15福島第一原子力発電所での事故を受け、ブルサーマル計画を含めた島根原子力発電所の耐震性・安全性について検証と結果の公表、米子市との安全協定締結について申し入れ |   |

| 年度   | 中国電力  | 鳥取県  | 米子市  | 境港市   |
|--|---|--|--|---|
|  | H23.4.13 島根原発の津波対策について公表<br>H23.4.22 島根原発における緊急安全対策の実施状況を国に報告<br>H23.5.16 島根原発の外部電源の信頼性の確保に係る評価及び対策の実施状況を国に報告<br>H23.6.14 島根原発におけるピアアシメントへの対応に関する措置の実施状況について国へ報告  | ○H23.4.8 関西広域連合からして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自然エネルギー導入への積極的な取り組みについて緊急申入れ<br>○H23.5.27 知事から中国電力社長へ4項目(安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望)について申し入れ【8.8 関西広域連合の一員として知事から申入れ】  |  | H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ  |
| H23  | H23.7.5 第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項:島根原発本部から直接鳥取県へ情報提供〕※月1回ペースで協定締結に向けた協議を実施<br>H23.8.10 第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項:緊急車両の原発立入時の連絡報告ほか〕<br>H23.10.11 第3回島根原原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項:島根原発本部から直接米子市、境港市へ情報提供〕<br>H23.11.17 第4回島根原原子力発電所に係る島根県原子力防災体制協議会〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認(鳥取県等からの意見と誠実な対応を追加)等でお願いしたいと回答〕<br>H23.11.25 第5回島根原原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は、事前の報告でお願いしたいと回答〕 | 【島根原原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】<br>○H23.8.8 知事から中国電力社長へ直接、申入れ(関西広域連合の一員として)<br>【申入れ項目】原子力発電に關し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進、③省エネルギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること、・立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること<br>○H23.5.27 福島第一原発事故を踏まえ、知事から中国電力社長へ島根原原子力発電所に係る4項目(安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望)について申し入れ<br>○H23.7.5～H23.11.25(第1～5回)<br>5月27日に知事から中国電力社長に申し入れた島根原原子力発電所の安全対策等について具体的な検討等を進めさせていため、実務者レベルで協定締結に向けた協議を実施<br>○H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議で協定締結に向けた協議を実施<br>○H23.11.28 県議会全員協議会「島根原原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」<br>○H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議で協定締結に向けた協議を実施<br>○H23.12.15 県議会全員協議会「島根原原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」<br>○H23.12.25 島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等を締結((鳥取県、米子市、境港市、中国電力)知事公印) | 【島根原原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】<br><br>H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議<br>H23.12.1 市議会全員協議会<br>H23.12.12 市議会全員協議会<br>拳手により賛成を「確認」<br>H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議 | 【島根原原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】<br><br>H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議<br>H23.11.30 経済厚生委員会勉強会<br>H23.12.5 経済厚生委員会協議会<br>H23.12.14 市議会本会議<br>全議員が賛否に係る意見を発言する。<br>H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議 |
| <b>12月25日 島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結</b><br>※5月27日の中国電力山下社長(現会長)への申入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。<br>また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。 |   |  |  |   |
| <b>協 定 等 の 運 用 開 始</b>   |   |  |  |   |
| H24  |   | ○H24.11.1 知事から中国電力丸田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申入れ<br>○H24.11.20 第1回島根原原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催<br>○H25.1.23 第2回島根原原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催<br>○H25.3.6 統轄監から中国電力島根原原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ<br>○H25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ<br>○H25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対して(文書)回答…立地県と同等の対応を行う<br>・島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて(回答)<br>・島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について(回答)  |  |   |

| 年度  | 中国電力   | 鳥取県   | 米子市                              | 境港市                             |
|-----|--|---|----------------------------------|---------------------------------|
| H25 | H25.12.25 原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」   | <p>※H25.11.7 島根県と覚書を締結(島根県が島根原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、本県として島根県知事に意見を伝える)。</p> <p>○H25.11.21 中国電力から鳥取県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告(島根県等にも同日対応)</p> <p>○H25.11.22 第3回原子力安全対策PT会議(米子・境港市長との意見交換)</p> <p>○H25.11.25 第4回原子力安全対策PT会議(中国電力による説明)</p> <p>○H25.11.30 原子力防災専門家会議(中国電力による説明(申請内容に係る技術的検討等))</p> <p>○H25.12.4 中国電力主催の地元での説明会(住民も参加)</p> <p>○H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長)</p> <p>○H25.12.12 鳥取県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)</p> <p>○H25.12.13 覚書に基づく島根県からの意見照会</p> <p>○H25.12.17 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について知事から中国電力副社長へ直接、申入れ(県庁)</p> <p>⇒(意見留保)適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けて了上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。</p> <p>○H25.12.25 知事が中国電力刈田社長と意見交換(県庁)</p> <p>○H26.3.10 中国電力主催説明会(2県6市の職員対象)</p> <p>※H26.3.26 鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正) → 避難時間を4日間から20時間に短縮</p> | H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長)  | H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長) |
| H26 | H27.3.18 中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告   | <p>○H26.10.21 知事が中国電力刈田社長に原子力防災対策(人件費など)の負担への協力を要請(中国電力本社)</p> <p>○H27.3.18 中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行うことの報告を知事が受領(立地と同等の対応)</p> <p>○H27.3.18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ…立地県と同等の対応を行う</p>  |                                  |                                 |
| H27 | H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業運転終了<br>H27.9.11 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告   | <p>○H27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同様に対応するよう申入れ</p> <p>○H27.5.15 1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ</p> <p>○H27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに関することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ</p> <p>○H27.12.8 知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ(米子市長及び境港市長連名)</p> <p>○H27.12.14 中国電力より、申入れに対する文書回答(安全協定を改定する協議について等)</p>  | H28.2.18 第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催 | H27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催 |
|     | <b>12月22日 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定 締結</b><br>※廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定の運営要綱」の一部を改定する協定を締結 |   |                                  |                                 |

| 年度  | 中国電力   | 鳥取県   | 米子市   | 境港市   |
|-----|--|---|---|---|
| H28 | <p>○H28.4.28中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告</p> <p>○H28.5.21中電主催の住民説明会〔夢みなどタワー(境港市)〕</p> <p>○H28.7.4 原子力規制委員会へ申請</p> | <p>○H28.4.28知事から中国電力副社長へ申入れ<br/>・島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと<br/>○H28.5.16第1回原子力安全顧問会議(中電からの聞き取り)<br/>○H28.5.22第1回鳥取県原子力安全対策合同会議(島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り)<br/>○H28.5.31鳥取県議会常任委員会<br/>○H28.6.12原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換<br/>○H28.6.15鳥取県議会全員協議会<br/>○H28.6.17中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ<br/>・島根1号廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。<br/>・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。<br/>・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。<br/>○H28.6.17島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答<br/>○H28.6.17国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府)<br/>○H28.7.4 安全協定に基づき申請した旨の報告受</p> | <p>○H28.5.19米子市議会全員協議会(中電からの聞き取り)<br/>○H28.6.10米子市議会全員協議会<br/>○H28.6.12原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>○H28.7.4安全協定に基づき報告受</p> | <p>○H28.5.17境港市議会(中電からの聞き取り)<br/>○H28.6.8境港市議会全員協議会<br/>○H28.6.12原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>○H28.7.4安全協定に基づき報告受</p> |

## 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

### （安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るために、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るために、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

### （情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

### （放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

### （核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

### （環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができるものとする。

4 甲は、測定結果を公表するものとする。

## (計画等の報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
  - (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
  - (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べができるるものとする。

## (核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

## (平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

## (保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

## (異常時における連絡)

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係

- ① 原子炉施設の故障があったとき。
  - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
  - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
  - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
  - (2) 放射性物質の漏えい関係
    - ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
    - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
  - (3) 放射線被ばく関係
    - ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
    - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
  - (4) その他
    - ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
    - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
    - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
    - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
    - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
    - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

#### (現地確認)

第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

- 2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、第 1 項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。

#### (教育訓練)

第 12 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

#### (防災対策)

第 13 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に

協力するものとする。

(公衆への広報)

第 14 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第 15 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第 7 条及び第 8 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第 9 条、第 10 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 16 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第 17 条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第 18 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第 19 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 20 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 11 条第 3 項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとす

る。

(その他)

第 21 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 25 日  
平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定)

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地  
米子市  
米子市長 野 坂 康 夫

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地  
境港市  
境港市長 中 村 勝 治

丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号  
中国電力株式会社  
取締役社長 茹 田 知 英

## 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第20条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

### （安全確保等の責務）

- 第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）
- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

### （放射性廃棄物の管理目標値）

- 第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）」による。

### （計画等の報告）

- 第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。
- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
  - (2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

2 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
  - ① 原子力発電所建設計画（その都度）
  - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
  - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
  - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
  - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
  - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
  - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
  - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
  - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
  - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
  - ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
  - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
  - ③ 発電所の運転状況（毎月）
  - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
  - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
  - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
  - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
  - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
  - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況
  - ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
  - ① 定期検査の計画（その都度）
  - ② 定期検査の実施状況（毎週）

- ③ 定期検査の結果（その都度）
  - (5) 環境放射線の測定結果
    - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
    - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
  - (6) 温排水等の調査結果
    - ① 取放水の水温（毎月）
    - ② 沿岸定点の水温（毎月）
    - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
  - (7) 品質保証活動の実施状況
    - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
  - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
    - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
    - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
  - (9) その他必要と認められる事項
    - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
    - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
    - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
    - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
    - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
    - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
    - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
    - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
    - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
    - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
    - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
    - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。
- ① 各号機の発電出力
  - ② 各号機の排気筒モニタ値
  - ③ 各号機の放水路水モニタ値
  - ④ 敷地境界モニタリングポスト値
  - ⑤ 風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）  
**第6条** 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

#### （異常時における連絡）

**第7条** 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていてなくとも、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。  
 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子

炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定される故障とする。

- 3 協定第 10 条第 1 項第 1 号②に規定する「安全関係設備」とは、別表 1 に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第 10 条第 1 項第 1 号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が 5 パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第 10 条第 1 項第 2 号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第 10 条第 1 項第 3 号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第 44 条第 1 項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第 10 条第 1 項第 4 号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑤に規定する「通報基準値」は、別表 2 に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第 10 条第 2 項に規定する「測定結果等」は、同条第 1 項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

#### （公衆への広報）

第 8 条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

#### （連絡の方法）

第 9 条 協定第 15 条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

#### （損害の補償）

- 第 10 条 協定第 17 条第 1 項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。
- 2 協定第 17 条第 2 項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。
- 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

#### （協定の改定）

第11条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第19条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第12条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

甲 鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市  
米子市長 野坂康夫

丙 境港市  
境港市長 中村勝治

丁 中国電力株式会社  
島根原子力発電所長

別表1 第7条第3項で規定する安全関係設備

|      | 1号機          | 2号機          | 備考           |
|------|--------------|--------------|--------------|
| (1)  | 液体ポイズン系      | ほう酸水注水系      | 原子炉停止機能      |
| (2)  | 原子炉隔離時冷却系    | 原子炉隔離時冷却系    | 炉心冷却機能       |
| (3)  | 高圧注水系        | 高圧炉心スプレイ系    |              |
| (4)  | 低圧注水系        | 低圧注水系        |              |
| (5)  | 炉心スプレイ系      | 低圧炉心スプレイ系    |              |
| (6)  | 格納容器冷却系      | 格納容器冷却系      |              |
| (7)  | 自動減圧系        | 自動減圧系        |              |
| (8)  | 非常用ガス処理系     | 非常用ガス処理系     | 放射性物質の閉じ込め機能 |
| (9)  | 非常用ディーゼル発電機系 | 非常用ディーゼル発電機系 | 非常用電源        |
| (10) | 所内蓄電池系       | 所内蓄電池系       |              |

別表2 第7条第8項で規定する異常時通報基準値

(1)

| 計器名           | 通報値      |
|---------------|----------|
| 敷地境界モニタリングポスト | 220nGy/h |

(2)

| 計器名          | 通報値A<br>〔下記の状態が10時間<br>続くとき〕 |         | 通報値B<br>〔下記の状態になつたとき〕 |         |
|--------------|------------------------------|---------|-----------------------|---------|
|              | 1号機                          | 2号機     | 1号機                   | 2号機     |
| 原子炉建物排気筒モニタ  | 500cps                       |         | 1000cps               |         |
|              | 150cps                       |         | 300cps                |         |
|              | 放水路水モニタ                      | 7cps    | 70cps                 |         |
| タービン建物排気筒モニタ |                              | 500cps  |                       | 1000cps |
|              |                              | 放水路水モニタ | 8cps                  | 80cps   |

(3)

| 計器名            | 通報値    | 備考                   |
|----------------|--------|----------------------|
| サイトバンカ建物排気筒モニタ | 150cps | 積算放射能量の計測値が左の値になったとき |

## 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を改定する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成25年11月20日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を次のように改定する。

第1条中「建設及び運転・保守」を「建設、運転・保守及び廃止」に改める。

第6条第1項第2号中「(昭和32年法律第166号)」の次に「(以下この条において「法」という。)」を加え、「第2条」を「第3条」に改め、同条同項第3号中「原子炉の解体」を「原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更」に改める。

第8条第1項第1号中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同条同項第2号中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加える。

第9条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第10条中「原子炉施設等」を「原子炉施設」に改める。

平成27年12月22日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 野坂康夫

丙 鳥取県境港市上道町3000番地  
境港市  
境港市長 中村勝治

丁 広島県広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
取締役社長 茂田知英

## 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を改定する要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成25年11月20日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を次のように改定する。

第1条第1項中「指針類」を「内規等」に改め、第3項中「高経年化に関する基本的な考え方」（平成8年4月資源エネルギー庁）及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」（平成17年8月原子力安全・保安院）等」を「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に改める。

第3条第1項中「（昭和32年法律第166号）」の次に「（以下この条において「法」という。）」を加え、「第26条第1項」を「第43条の3の8」に改め、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。

- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

第5条第1項第1号の本文中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同項同号⑤の次に次を加える。

- ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
- ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
- ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
- ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
- ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）

第5条第1項第2号本文中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加え、同項⑥の次に次を加える。

- ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
- ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
- ⑨ 廃止措置状況（毎月）

第6条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第7条第2項中「第2条第1項第2号に規定する原子炉施設とし、「等」とは、「発電機、主要変圧器（主変圧器、所内変圧器等）、しゃ断器」」を「第3条第1項第2号に規定する施設」に改める。

平成27年12月22日

甲 鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市  
米子市長 野坂康夫

丙 境港市  
境港市長 中村勝治

丁 中国電力株式会社  
島根原子力発電所長 北野立夫

第 201200118956 号  
平成 24 年 1 月 1 日

中国電力株式会社  
取締役社長 荘田 知英 様

鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

米子市  
米子市長 野坂康夫

境港市  
境港市長 中村勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る 9 月 19 日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（U P Z）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 19 条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

#### 記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第 11 条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

## (写)

島原本企第4号  
平成25年3月15日

鳥取県知事  
平井伸治様

中国電力株式会社  
取締役社長  
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

## (写)

島原本企第7号  
平成25年3月15日

鳥取県知事  
平井伸治様

中国電力株式会社  
取締役社長  
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係るご確認事項について（ご回答）

平成25年1月23日に開催されました「第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会」におきまして、貴県、米子市および境港市よりご確認のありました島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）等の運用に係るご確認事項につきまして、別紙のとおりご回答申し上げます。

（別紙）安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

以上

## 別 紙

## 安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

ご確認いただきました事項につきまして、下記のとおり了承し協力するものといたします。

なお、具体的な実施方法等につきまして詳細協議のうえ、対応いたします。

### 1. 専門家会議委員による現地確認

#### 【ご確認事項】

安全協定第11条第1項に定める現地確認ができる職員に、鳥取県原子力防災専門家会議委員は含まれる。

#### 【ご回答】

鳥取県が委嘱される鳥取県原子力防災専門家会議の委員につきましては、現地確認ができる鳥取県の職員として対応いたします。

### 2. 「立入検査」の運用確認

#### 【ご確認事項】

原子力災害対策特別措置法第32条に規定する立入検査の運用について確認する。

#### 1. 概要

鳥取県は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員を島根原子力発電所に立入検査させるときは以下の項目について行うものとする。

#### 2. 主な想定検査項目

主な想定検査項目について以下のとおりとして検査を行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策など）の履行状況等（原災法第7条）
- (2) 原子力防災組織の設置状況（原災法第8条第1項）
- (3) 原子力防災要員の配置状況（原災法第8条第3項）
- (4) 原子力防災管理者等の状況（原災法第9条第1項、第3項）
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（原災法第11条第1項、第2項）
- (6) その他原子力防災対策に必要な事項（原災法第3条）

#### 3. 運用等

鳥取県は、立入検査の結果、鳥取県が行う原子力防災対策に関する事務のため、必要があると認める場合には、中国電力株式会社に対して、適切な履行を求めるものとする。

**【ご回答】**

原子力規制庁において確認された検査項目等であり、法令に基づく立入検査として留意し、真摯に対応いたします。

なお、貴県がこの立入検査を行う場合、米子市および境港市の職員は安全協定第11条第1項に基づく現地確認として同行することができま

す。

立入検査の詳細の運用につきましては、今後ご検討、ご協議のうえお知らせいただきますようお願ひいたします。

**3. 原子力安全文化の育成****【ご確認事項】**

島根原子力発電所の安全文化の育成に当たっては、万が一事故が起これば、避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちを察して育成に努めてもらいたい。このため、たとえば、中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議などへ地元代表をいれるなどして、住民の声を反映してもらいたい。

**【ご回答】**

当社における原子力安全文化醸成にあたりましては、住民の方々のご意見もお聞きしながら進めていくことは大変重要なことと考えております。

原子力安全文化有識者会議は社外有識者を中心とした第三者の視点から提言をいただいているものであり、今後、委員構成の見直しを行う場合には、鳥取県内からも委員を選任することといたします。

**4. 県民への広報について****【ご確認事項】**

広報の目的と理念を共有し、それに基づき事務レベルで広報・情報伝達に関する運用を今後詰める。

**<共有理念（案）>**

中国電力が発信する島根原子力発電所に関する情報について、県民の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、県民に正確な情報提供を行うことが重要である。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の締結により、すべてに優先する安全確保の範囲が鳥取県内の周辺地域住民にも拡大されたことを踏まえ、中国電力が報道機関へ情報提供する際には、鳥取県内においても島根県内と同時に資料提供するなど、両県民が同様に情報提供を受ける手段を確保するようつとめるものとする。

**【ご回答】**

住民の皆様の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、ご提案いただいた理念を共有し、正確かつ確実な情報提供に努めてまいります。具体的な運用につきましては事務レベルで協議してまいります。

**5. 原子力防災対策への協力****【ご確認事項】**

安全協定は、県民の安全確保等を目的とするが、安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。原子力事業者が、原子力災害対策について大きな責務を有している。

協定の実効性を確保し、地域防災計画へ反映する。

**【ご回答】**

原子力事業者として、原子力災害対策に大きな責務を有していることは当然であり、地域防災計画をはじめとした原子力防災対策には、可能な限り協力させていただきます。

協力の具体的な内容（モニタリング、スクリーニング、情報伝達等）につきましては、引き続き協議をさせていただきますようお願いいたします。

以上

写

第 201300148747 号  
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社  
取締役社長 荘田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定  
について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 11 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体並の安全協定となるように改定すべく、現在、本県、米子市、境港市及び貴社とで協議を継続中です。

このような中、11 月 21 日に貴社より安全協定第 6 条に基づき、島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものであり、その改定は、県民の安全・安心のため喫緊の課題あります。

については、貴社に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いに繋がる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めます。

## (写)

第 201300119491 号

平成 25 年 11 月 1 日

島根県知事 溝口 善兵衛様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する意見の  
反映について（申入れ）

本年 7 月 8 日、原子炉等規制法に基づく新規制基準が施行され、中国電力株式会社においても島根原子力発電所に係る当該基準への適合に向けた準備が進められているところです。

このような中、島根原子力発電所の周辺地域における住民の安全確保等のため、国、中国電力等に対し、周辺地域としての意見等を伝え、その施策や安全対策等に適切に反映していただくことが必要であり、これに当たっては貴県との連携が必要と考えているところです。

については、貴県において、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たり、本県の意見等を踏まえ誠意をもって対応されるとともに、国、中国電力等に本県の意見等をお伝えいただくよう申し入れます。

## (写)

## 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

## 記

- 1 甲は、乙及び丙の考え方をよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考え方を届けるものとする。  
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 鳥取県知事 平井伸治

丙 米子市長 野坂康夫

丙 境港市長 中村勝治

## (写)

電 原 総 第 24 号  
平成 25 年 11 月 21 日

鳥 取 県 知 事  
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社  
取 締 役 社 長  
苅 田 知 英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準  
に係る安全対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、東京電力㈱福島第一原子力発電所での事故以降、島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など、安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正に伴う新たな規制基準（新規制基準）が本年 7 月 8 日に施行されたことから、原子炉設置変更許可などの申請手続きを行い、新規制基準への適合性について国の審査を受ける必要があります。

つきましては、島根原子力発電所 2 号機におけるこれらの対策について「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（平成 23 年 12 月 25 日付）第 6 条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不斷に追求し続けるとともに、地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

<添付書類>

- ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号原子炉施設の変更）
- ・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所 2 号機）

(添付書類)

原子炉設置変更許可申請の概要について

(島根原子力発電所2号機)

## 原子炉設置変更許可申請の概要

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて平成 24 年 6 月 27 日に改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」を受け、同年 9 月 19 日に発足した原子力規制委員会において検討されてきた、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則・内規（以下、「新規制基準」という。）が平成 25 年 6 月 19 日に決定し、同年 7 月 8 日に施行された。

当社は、島根原子力発電所において必要な安全対策を実施するとともに、新規制基準への適合性確認の申請を行うため、島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請書を作成した。申請書における主な対応状況は以下の通りである。

### 新規制基準において新たに要求される機能と島根 2 号機の対応状況の概要

| 新たに要求される機能                      |              | 島根 2 号機の対応状況                                 |
|---------------------------------|--------------|--|
| 設<br>計<br>基<br>準<br>対<br>応      | 耐震・耐津波機能     | 耐震機能（活断層評価、地下構造調査 等）<br>耐津波機能（津波評価、浸水防止対策 等） |
|                                 | 自然現象に対する考慮   | 火山・竜巻影響評価 等                                  |
|                                 | 火災・内部溢水      | 火災・内部溢水                                      |
|                                 | 電源の信頼性       | 外部電源の強化                                      |
|                                 | その他の設備の性能    | 海水ポンプの物理的防護                                  |
| 重<br>大<br>事<br>故<br>等<br>対<br>応 | 炉心損傷防止対策     | 代替注水機能確保、代替熱交換設備の配備                          |
|                                 | 格納容器破損防止対策   | 代替注水機能確保、格納容器フィルタベント系の設置                     |
|                                 | 放射性物質の拡散抑制対策 | 静的触媒式水素処理装置、水素放出設備等の設置<br>敷地外への放射性物質の放出抑制対策  |
|                                 | その他          | ①水供給機能<br>②電気供給機能<br>③緊急時対策所機能               |
|                                 | ①水供給機能       | 輪谷貯水槽の耐震補強                                   |
|                                 | ②電気供給機能      | 代替交流電源・直流電源の確保                               |
|                                 | ③緊急時対策所機能    | 免震重要棟の設置                                     |

要求される機能及び対応状況の詳細を別紙-1 に示す。

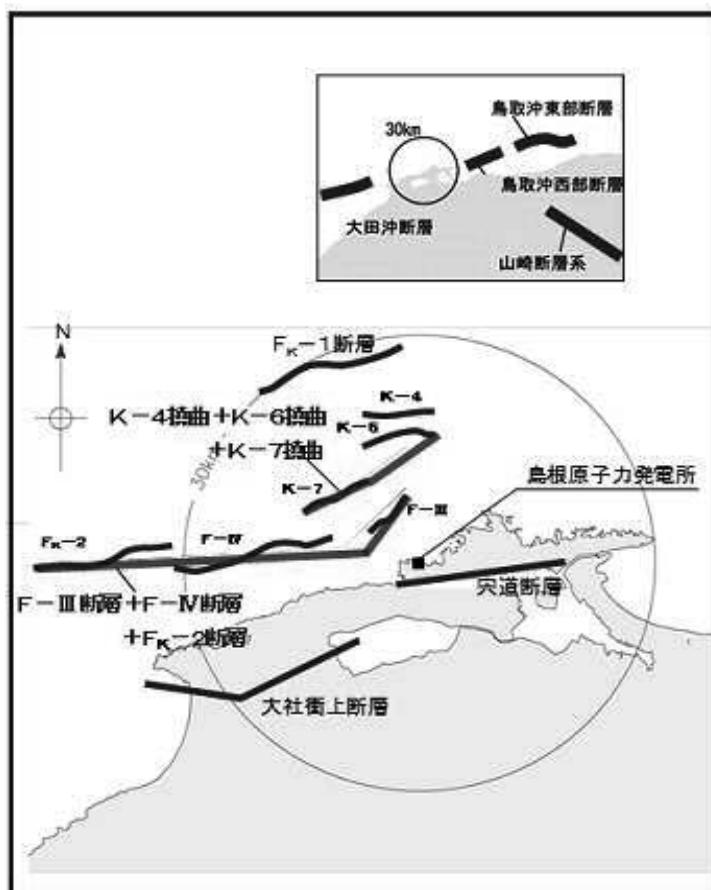
## 《設計基準への対応》

### 1. 地震対策

平成18年の耐震設計審査指針改訂に伴い、広範囲にわたり詳細な地質調査を実施し、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層を活断層と判断するとともに、様々な不確かさ（応力降下量、傾斜角等）を考慮して基準地震動を策定した。

策定した基準地震動は、宍道断層（約22km）や880年出雲の地震等から策定したSs-1（600ガル）、2007年新潟県中越沖地震の知見を反映したSs-2（586ガル）、敷地前面海域の活断層の3連動（約51.5km）を考慮したSs-3（489ガル）であり、これらの基準地震動に対し施設が十分な耐震安全性を有することを確認した。

また、新規制基準では、後期更新世（約12～13万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡った活断層評価が要求されているが、島根原子力発電所敷地周辺の活断層については後期更新世の地層が欠如する場合は安全側に活断層と評価すること等により、後期更新世以降の活動性が明確に判断できるため、活断層評価に変更がないことを確認した。



耐震設計上考慮する主な活断層分布図

## 2. 津波対策

新規制基準では、地震のほか、地震以外の要因及びこれらの組合せによるものも検討し、不確かさを考慮して数値解析を実施するとともに、行政機関及び地方自治体による津波評価について検討を行った上で、既往最大を上回るレベルの基準津波を策定することが要求されており、これらを踏まえて基準津波を検討した結果、安全側の評価を実施する観点から、平成 24 年に鳥取県が日本海東縁部に想定した地震に伴う津波を基準津波として選定した。

基準津波による敷地における最高水位は、施設護岸で海拔 9.5m であり、津波対策として設置した海拔 15m の防波壁の高さを下回ることを確認した。

また、取水槽内の最低水位は、海拔 -7.2m であり、現在実施中の原子炉補機海水ポンプの長尺化工事により取水可能水位を上回ることを確認した。



評価対象となる主な津波波源

## 3. その他自然現象

### (1) 火山対策

新規制基準では、発電所から半径 160km 圏内の第四紀火山（約 258 万年前以降に活動した火山）を調査し、火碎流、火山灰等の到達の可能性、到達した場合の影響を評価することが要求（火山灰は 160km 以遠も評価）されており、対象火山について、火山事象の影響評価を実施した。

その結果、発電所の運用期間中に想定される噴火規模、敷地との位置関係等を踏ま

えると、火碎流、溶岩流等が敷地に到達することはないことを確認した。

また、敷地において考慮する火山灰（対象は鬱陵島火山：発電所の北西約 290km）の堆積厚さは 2cm であり、この火山灰の堆積荷重に対して必要な機能が維持され、安全性が損なわれないことを確認する。

#### （2）竜巻対策

新規制基準の要求に基づき、竜巻の検討地域を日本海側の沿岸（北海道～本州）で、かつ海岸線から海側 5km、山側 5km の地域（面積約 33,000km<sup>2</sup>）として、過去に発生した竜巻の風速等を調査した結果、設計竜巻は藤田スケール 2（最大風速は 69m/s）とした。

この設計竜巻の最大風速等から設定した設計竜巻荷重に対して、重要安全施設の構造健全性等が維持され、安全性が損なわれないことを確認する。

### 4. 火災対策

新規制基準の要求に基づき、火災対策を行う。

#### （1）火災の発生防止

- ・発火性又は引火性物質の漏えい防止及び堰等の設置による漏えい拡大防止を行う。
- ・安全系設備は、基本的に不燃性又は難燃性材料を採用する。

#### （2）火災の検知・消火

- ・異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を設置する。
- ・火災感知設備は、非常用所内電源系から電源を確保するとともに、専用の蓄電池を設置し、中央制御室で監視できるようにする。
- ・大規模地震時でも消火活動が行えるように、補助消火水槽を水源とし、多重性のある電動駆動の補助消火ポンプにより消火用水を供給でき、基準地震動 S s に対し耐震性を有する独立した水消火設備を設置する。

#### （3）火災の影響軽減

- ・原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持するための安全設備が設置される区域は、耐火性能を有する壁の設置や、他の延焼を防止するための措置等を講じる。

## 5. 内部溢水対策

新規制基準の要求に基づき、内部溢水対策を行う。

- (1) 溢水に対し、原子炉が運転状態にある場合は、原子炉を高温停止とともに引き続き低温停止することができる設備とする。また、原子炉が停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設備とする。
- (2) 燃料プールにおいては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる設備とする。
- (3) 原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により、当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じた設備とする。

## 6. 電源の信頼性

原子炉施設に接続する送電線は、220kV 送電線 2 回線及び 66kV 送電線 1 回線で構成され、それぞれ異なる変電所から受電しており、信頼性のある設備であることを確認した。

### 『重大事故等への対応と有効性評価』

## 7. 重大事故対策

新規制基準の要求に基づき、全ての交流電源を喪失した場合などにおいても、代替設備を使用した重大事故対策を行う。

### (1) 炉心損傷防止対策

原子炉への代替注水系として、常設の代替注水ポンプと可搬型の送水車を設置し、多重化された配管から原子炉へ注水する等により、炉心損傷を防止する。

### (2) 格納容器破損防止対策

格納容器内を冷却するための代替注水系として、可搬型の送水車を設置し、多重化された配管から格納容器内へのスプレイや格納容器下部のペデスタルへの注水を行うとともに、格納容器フィルタベント系を設置し、格納容器内の放射性物質を低減させた後、大気に排気することにより、格納容器内の圧力と温度を低下させ、格納容器の加圧破損を防止する。

### (3) 放射性物質の拡散防止対策

大型の送水ポンプ車及び放水砲等で構成する原子炉建物放水設備を配備し原子炉建物に向けて放水することにより、放射性物質の拡散を抑制する。

これらの設備の駆動用の代替電源として高圧発電機車（500kVA）の配備やガス・タービン発電機車（4,000kVA）を設置するとともに計測・制御用の代替電源として蓄電池の強化や直流給電車の配備を行う。また、淡水源として使用する輪谷貯水槽の耐震補強を実施した。

## 8. 重大事故対策の有効性評価

炉心損傷などに至る事故シーケンスに基づき評価し、これらの重大事故対策が炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策として有効であることを確認した。

また、炉心損傷を防止するために行うベント操作に伴い、放出される希ガスやヨウ素の被ばく量を評価した結果、敷地境界での実効線量は約1.3mSvであり、審査ガイドに示す概ね5mSv以下であることを確認するとともに、仮に著しい炉心損傷が発生した場合において格納容器破損防止のためのベント操作を行っても、格納容器フィルタベント等によりセシウム137の総放出量は約0.002TBqであり、審査ガイドに示す100TBqを下回っていることを確認した。

以上

別紙－1：新規制基準において新たに要求される機能と島根2号機の対応状況

別紙－2：島根原子力発電所2号機 新規制基準への適合性確認申請の概要

写

第 201300148743 号  
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社  
取締役社長 茂田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 11 月 21 日付電原總第 24 号で報告のあったことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求める。

## 記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宅道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148746 号  
平成 25 年 12 月 18 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴省に対し、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及ぶ得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり汚染水対策を適切に実施することなど 7 項目の意見を付しています。

## 別紙 1

## 経済産業省への要望

## &lt;原子力発電所の汚染水対策について&gt;

**【汚染水対策】**

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、中国電力株式会社に対し、その内容を具体的かつ分かりやすく説明するよう指導すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保するとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

## &lt;周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について&gt;

**【原子力発電所の再稼働に当たって】**

- 中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

**【原子力防災体制の強化】**

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

## 別紙2

## 中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宗道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148745 号  
平成 25 年 12 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり汚染水対策を適切に実施することなど 7 項目の意見を付しています。

## 別紙 1

## 原子力規制委員会への要望

## &lt;原子力発電所の汚染水対策について&gt;

## 【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

## &lt;周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について&gt;

## 【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宗道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所 2 号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

#### 【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

#### 【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（U P Z）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（E M C）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。

併せて、U P Z内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにU P Zが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。

- 平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

## &lt;原子力発電所における防災対策の強化について&gt;

**【原子力防災体制の強化】**

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めるここと。

**【緊急時に備えた体制の整備】**

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

**【被ばく医療体制の整備】**

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

**【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】**

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

## 別紙2

## 中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宗道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

## (写)

電立第18号  
平成27年3月18日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社

取締役社長 荘田知英

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機の取り扱いにつきましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成27年4月30日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所1号機は昭和49年3月に営業運転を開始して以来、長きにわたり地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは、貴県をはじめ、地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の廃止措置も含め、安全の確保を最優先に、地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいる所存でございますので、引き続き、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

## (写)

第 201400197757 号  
平成 27 年 3 月 19 日

中国電力株式会社  
取締役社長 茂田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成 27 年 3 月 18 日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 1 号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所 1 号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

(写)

第 201400197757 号  
平成 27 年 3 月 19 日

経済産業大臣 宮沢洋一様

鳥取県知事 平井伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3 月 18 日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

## 記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行いうよう指導すること。

(写)

第 201400197595 号  
平成 27 年 3 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

## 中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3 月 18 日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

## 記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

(写)

第201500028555号  
平成27年5月15日

中国電力株式会社  
取締役社長 荘 田 知 英 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

#### 記

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにすること。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。
- 5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

第201500136982号  
平成27年12月8日

中国電力株式会社  
取締役社長 荏田 知英 様

鳥取県  
鳥取県知事 平井 伸治

米子市  
米子市長 野坂 康夫

境港市  
境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

平成23年12月25日に鳥取県及び米子市、境港市並びに中国電力株式会社が締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）については、立地県・立地市同等の協定となるよう継続して協議を行っているところです。

平成27年4月30日に島根原子力発電所1号機が運転を終了したことに伴い、今後、中国電力株式会社において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の33第1項に規定される廃止措置（以下「廃止措置」という。）が講じられることになります。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり安全協定第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

#### 記

- 1 島根原子力発電所1号機の廃止措置については、安全協定第6条第1項第3号の「原子炉の解体」に該当し、関係自治体に対して報告等が行われるとの認識ですが、法令に沿った手続きを明確にするため、当該事項について協定に明記すること。あわせて、協定の運営要綱についても同様の改正を行うこと。
- 2 安全協定を立地県・立地市同等の協定となるよう改定すること。



島原本広第492号

平成27年12月14日

鳥取県知事  
平井伸治様

中国電力株式会社  
取締役社長  
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の  
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年12月8日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申入れいただいたことにつきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

当社は、今後とも貴県との安全協定の対応を誠実に行うとともに、事業者として鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心が確保できるよう最大限努力してまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 原子炉施設の廃止措置に係る安全協定における対応の明確化について  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における廃止措置に関する規定をもとに、安全協定第6条第1項第3号に定める「原子炉の解体」について手続きを明確化するとともに、廃止措置においても、建設中または運転中の原子炉施設と同様の対応を行うよう、安全協定および同協定の運営要綱の必要な改正をすることで協議させていただきます。

なお、廃止措置に係る具体的な計画の報告や連絡などの項目については立地自治体と同じ内容にするとともに、安全協定の運用においては、廃止措置における対応についても、立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

## 2. 立地県・立地市と同等の協定への改定について

本件につきましては、平成24年11月1日付文書で申入れをいただいて以来、協議を継続しているところですが、原子力発電所周辺自治体と原子力事業者との間における安全協定のあり方につきましては、現在も様々な場で議論が重ねられているところであります。平成25年3月15日付文書でご回答申し上げましたとおり、鳥取県民の皆さまの安全の確保および環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じものであり、今後とも安全協定の運用においては立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

当社といたしましては、この度改めて申入れをいただいた趣旨を真摯に受け止め、引き続き、誠意をもって協議をさせていただきたいと考えております。

以上

第 201600047798 号  
防起第 622 号-1  
受 境 自 第 33 号  
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社  
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

#### 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）

平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 82 号、同第 83 号及び同第 84 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

## 別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

第 201600047801 号  
防起第 622 号 - 1  
発 境 自 第 57 号  
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社  
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定  
について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同等の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、平成 28 年 4 月 28 日に、貴社より安全協定第 6 条に基づき、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び同 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）に関する事前報告がありました。このことを受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を 6 月 17 日に提出したところですが、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働や廃止措置への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

については、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と同内容への改定について再度強く求めます。

## (写)

第 201500059436 号

平成 27 年 7 月 7 日

中国電力株式会社  
取締役社長 茂田知英様

鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

米子市  
米子市長 野坂康夫

境港市  
境港市長 中村勝治

## 島根原子力発電所における校正及び記録の不適切な取扱いに関する申入れ

貴社から報告を受けた島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計等の点検不備及び虚偽報告については、平成 22 年の点検不備問題以来、こうしたことが起こらないように取組を進める中で起きたことであり、安全と信頼を不可欠とする原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものです。これは、県民に疑惑や不安を抱かせるものであり、誠に遺憾です。

今後は、協力会社を含めて全社一丸となり、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向けて、原因究明と再発防止等に取り組むため、下記事項に適切に対応するよう強く申し入れます。

## 記

- 1 第 3 者機関による全容解明と徹底した原因究明を行い、関連会社を含めて全社を挙げて実効的な再発防止に取り組むこと。この際、本事案だけでなく他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることがないか改めて確認すること。
- 2 中国電力の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うこと。また、県民に対して分かりやすく説明すること。さらに、住民との対話など県民の信頼を得るために活動を積極的に行っていくこと。
- 3 原因の究明状況、再発防止策の実施状況、定着状況等を継続的に確認していくので、適宜、その取組状況等を報告すること。

## (写)

第 201500092467 号  
平成 27 年 9 月 11 日

中国電力株式会社  
取締役社長 荘 田 知 英 様

鳥取県  
鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市  
米子市長 野 坂 康 夫

境港市  
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所における計器の校正記録の不適切な取扱いに関する申入れについて

今回の虚偽報告は、平成 22 年の島根原子力発電所の点検不備に対する再発防止策を進める中で発生したものであり、中国電力株式会社の安全管理に対する信頼を土台から搖るがすもので、憤りを禁じ得ないところであります。

このことについては、7 月 7 日に本県等より貴社に対して、強く申入れを行ったところであります。

このたび、貴社からの調査結果等に関する説明を受け、今後は、貴社との安全協定に基づいてその内容を確認することとしていますが、あらためて下記のとおり再発防止の徹底等を強く求めます。

## 記

- 1 再発防止に徹底して取組み、平成 22 年の点検不備問題も含め、その取組状況を適宜報告すること。
- 2 原子力規制委員会が、保安規定違反（監視）と認定し、今後、保安検査等で再発防止対策等について確認することとされているが、原子力規制庁の確認を適切に受けるとともに、その指導に従い対策を進めること。また、その確認、指導・監督の内容について報告すること。
- 3 積極的かつ分かりやすい情報公開など県民の信頼を得る取組みを積極的に行うこと。

## 鳥取県原子力安全顧問設置要綱

### (顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

### (顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
  - (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
  - (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
  - (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

### (顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

### (顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

**(顧問の委嘱手続等)**

第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第1号）の提出を求める。

（1）この項の規定により申告する日（以下「申告日」という。）において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと思料する事項

（2）当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

（3）申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第2号）を毎年4月30日までに提出するよう求める。

（1）申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

（2）申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧間に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

**(鳥取県原子力安全顧問会議)**

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適當と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

**(事務処理)**

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

**(その他)**

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

## 原子力防災連絡会議設置要項

### 1. 目的

福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。

### 2. 組織

- (1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
- (2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
- (3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### 3. 会議

- (1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
- (2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。
- (3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

### 4. 事務局等

- (1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
- (2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 この要項は、平成23年5月24日から施行する。

附 則 この要項は、平成23年9月14日から施行する。

附 則 この要項は、平成23年10月12日から施行する。

附 則 この要項は、平成24年7月19日から施行する。

附 則 この要項は、平成26年2月7日から施行する。

附 則 この要項は、平成26年4月28日から施行する。

附 則 この要項は、平成27年5月22日から施行する。

(別 表)

| 団体名     | 職名           | 備考 |
|---------|--------------|----|
| 松江市     | 防災安全部長       |    |
| 出雲市     | 防災安全管理監      |    |
| 安来市     | 統括危機管理監      |    |
| 雲南市     | 統括危機管理監      |    |
| 米子市     | 総務部長         |    |
| 境港市     | 市民生活部<br>防災監 |    |
| 鳥取県警察本部 | 警備部長         |    |
| 鳥取県     | 危機管理局長       |    |
| 島根県警察本部 | 警備部長         |    |
| 島根県     | 防災部長         | 議長 |

## 地域原子力防災協議会の設置について

平成 27 年 3 月 20 日  
内閣府政策統括官  
(原子力防災担当)

### 1. 協議会設置の趣旨

- 平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

### 2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙 1) の 13 地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙 2) とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙 3) とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

### 3. 協議会の活動

- 平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定及び平成 27 年 3 月 5 日の 3 年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
  - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
  - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が（2）により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙 1)

**地域原子力防災協議会の設置地域**

| 地域      | 道府県             |
|---------|-----------------|
| 泊地域     | 北海道             |
| 東通地域    | 青森県             |
| 女川地域    | 宮城県             |
| 福島地域    | 福島県             |
| 東海第二地域  | 茨城県             |
| 柏崎刈羽地域  | 新潟県             |
| 志賀地域    | 石川県、富山県         |
| 福井エリア地域 | 福井県、滋賀県、京都府、岐阜県 |
| 浜岡地域    | 静岡県             |
| 島根地域    | 島根県、鳥取県         |
| 伊方地域    | 愛媛県、山口県         |
| 玄海地域    | 佐賀県、長崎県、福岡県     |
| 川内地域    | 鹿児島県            |

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙 2)

### 地域原子力防災協議会 構成員

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 内閣府    | 政策統括官（原子力防災担当）                  |
| 原子力規制庁 | 長官官房核物質・放射線総括審議官                |
| 内閣官房   | 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付<br>危機管理審議官 |
| 内閣府    | 大臣官房審議官（防災担当）                   |
| 警察庁    | 長官官房審議官                         |
| 総務省    | 大臣官房総括審議官                       |
| 消防庁    | 国民保護・防災部長                       |
| 文部科学省  | 大臣官房審議官（研究開発局担当）                |
| 厚生労働省  | 大臣官房技術総括審議官                     |
| 農林水産省  | 大臣官房技術総括審議官                     |
| 経済産業省  | 大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）             |
| 国土交通省  | 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官              |
| 海上保安庁  | 総務部参事官（警備救難部担当）                 |
| 環境省    | 大臣官房審議官                         |
| 防衛省    | 大臣官房審議官                         |
| 関係道府県  | 副知事（※）                          |

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(別紙 3)

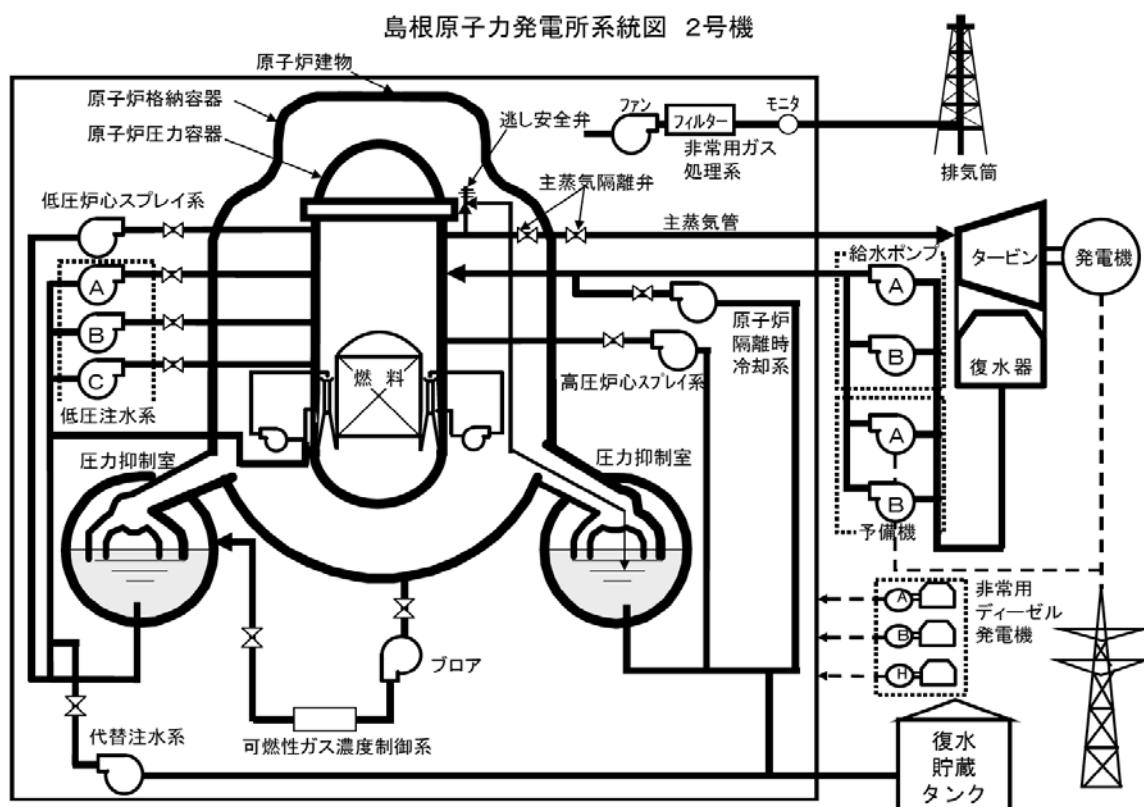
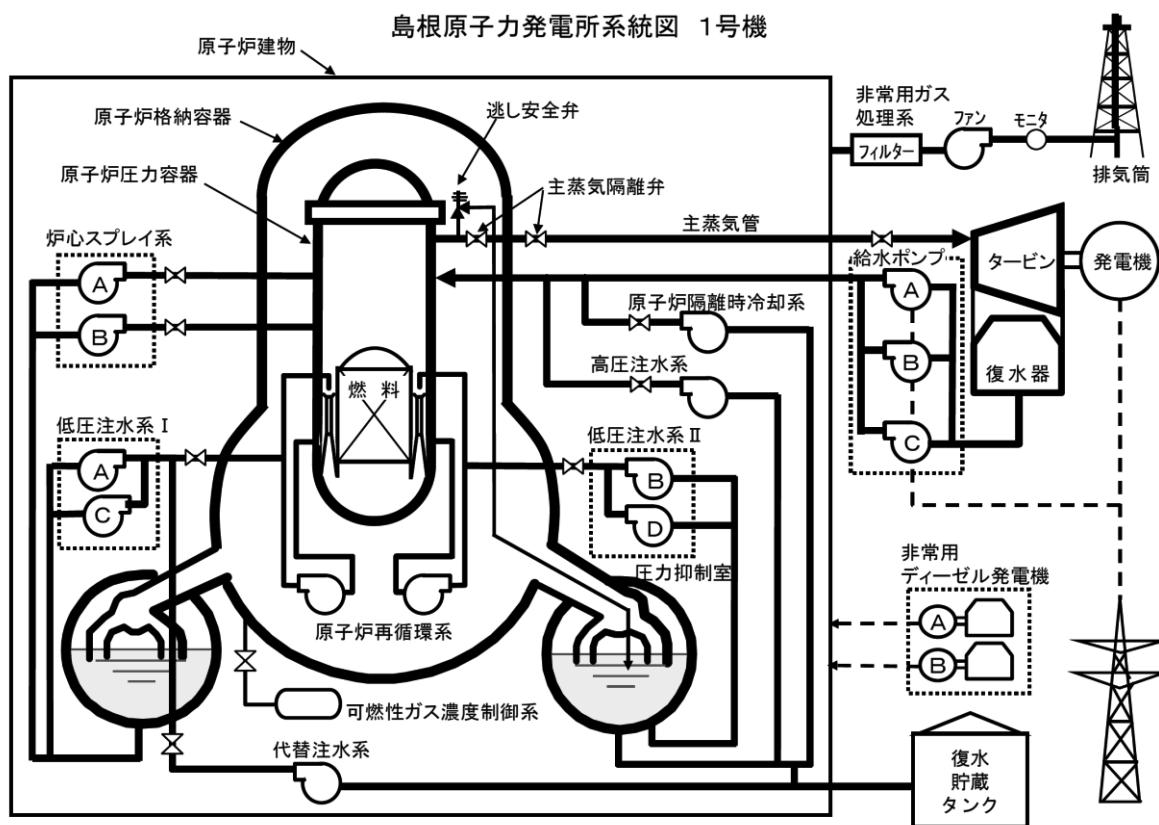
### 作業部会の基本構成

- ・ 地域の内閣府原子力防災専門官
- ・ 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- ・ 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- ・ 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- ・ 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- ・ 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができる事とするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

## 島根原子力発電所系統図(1・2号機)



## 人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

平成 19 年 11 月 21 日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター

### 1. 異常事象発生時の通報基準

センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。本日御説明をさせていただく通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に影響のあると考える事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

#### (1) 核燃料物質の不明等

- ①濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。
- ②核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。
- ③防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。

#### (2) 施設の故障

- ①施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。
- ②故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。

#### (3) 安全機能の喪失

- ①施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき。

#### (4) 排気・排水の異常

- ①排気口・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。
- ②排気モニタで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。

#### (5) 管理区域外の漏えい

- ①核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
- ②液体（非放射性を含む）が管理区域から管理区域外に拡散（広がった・流れ出た）したとき。

#### (6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

#### (7) 臨界

- ①保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。
- ②保安規定の定めを超えて過充填をしたとき。

## (8) 管理区域に立に入る者の被ばく

- ①放射線業務従事者 5mSv、従事者以外の者が 0.5 mSv を超え又は超えるおそれがあるとき。
- ②内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかつたとき。

## (9) 人の障害

- ①核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負つたとき。

## (10) 火災・爆発

- ①消火器の使用・消防署へ通報したとき。

## (11) 事故・故障に係る事象

- ①原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等

## (12) 地震

- ①鏡野町上齋原震度が 4 以上のとき。

通報基準は、別紙「人形峠環境技術センターにおける通報事象」を参照

## 2. 製鍊転換施設の現状

## (1) 漏えい痕跡場の除染

9月 13 日に全ての作業を完了。

## (2) 設備の改修

- ①分析廃水配管等（使用停止配管）措置

国の許可を 9月末に取得。11月 1 日から非管理区域の配管撤去作業を開始。

- ②廃水配管の二重化措置

9月 28 日に作業を完了。

## 3. 規則・マニュアルの見直し

## (1) 転換施設処理課所掌

- ①保守管理要領（平成 19 年度下期に変更予定）

配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。

- ②施設巡視点検マニュアル

マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡視点検を明文化した。

## (2) 転換施設処理課以外の部署

- ①放射線作業管理要領

予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確認を依頼することを明文化した。

- ②現場対応マニュアル

緊急事態と部長が判断した場合は、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応班の設置指示を明文化した。

以 上

別紙

## 人形峠環境技術センターにおける通報事象

### (1) 核燃料物質の不明等

- ①核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。
- ②核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ③核燃料物質等の不法持出し行為、運転に対する妨害行為、健康および安全を脅かす行為、又はそのおそれのあるとき。
- ④防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

### (2) 施設の故障

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法の検討をする場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

- ①機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が及んだとき。
- ②施設内で火災・爆発が発生したとき。
- ③設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持できないとき。
- ④廃液処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。
- ⑤商用電源が 2 方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなかつたとき。
- ⑥計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑦無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑧放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。
- ⑨設備の運転中、圧力、温度、重量に関する異常警報が吹鳴し、インター ロックが作動しなかつたとき。

### (3) 安全機能の喪失

施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしやへい機能、その他安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

- ①ウランを取り扱う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ②閉じこめ機能を有す核燃料物質等の容器（例：UF<sub>6</sub>シリンド）が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。

### (4) 排気・排水の異常

施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。

- ①施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値を超えたとき又は超えるおそれがあるとき  
排気口： $\alpha$  放射能  $1.8 \times 10^{-9}$ Bq/cm<sup>3</sup> (3ヶ月平均 自然放射能を除く)  
HF 濃度  $3.3 \times 10^{-4}$ mg/m<sup>3</sup> or 0.4ppb (3ヶ月平均ふつ素)  
排水口： $\alpha$  放射能  $1 \times 10^{-3}$ Bq/cm<sup>3</sup> (放出の都度 自然放射能を除く)  
ふつ素 8mg/L (管理区域から) 0.5mg/L (河川放出)
- ②排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合（代替又は間接的な方法で評価できる場合を除く）。排水においては、濃度確認の前に誤送水したとき。
- ③上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。

### (5) 管理区域外での漏えい

核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

- ①管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいしたとき。（核燃料物質等の量及び濃度は問わない）
- ②液体（非放射性を含む）が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。

#### (6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。

ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

- ①UF<sub>6</sub>シリンドラから UF<sub>6</sub>が漏えいし、汚染が発生したとき。
- ②放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。
- ③核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき。
- ④ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。

#### (7) 臨界

核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。

- ①取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量（核的制限値）を超えたとき。
- ②UF<sub>6</sub>シリンドラを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。
- ③濃縮ウラン UF<sub>6</sub>をシリンドラに充填する際、保安規定に定めた臨界値を超えて過充填したとき。

#### (8) 管理区域に立ち入る者の被ばく

管理区域立入る者について、放射線業務従事者 5mSv、従事者以外 0.5mSv を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

- ①放射線業務従事者に 5mSv を超える計画外の被ばくが発生したとき。
- ②従事者以外に 0.5mSv を超える被ばくが発生したとき。
- ③内部被ばくのおそれがあったとき。
- ④皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。

### (9) 施設等に関する人の障害

前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要するおそれのある障害を負ったとき。

### (10) 火災・爆発

①センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報したとき。

### (11) その他事故・故障に係る事象

- ①救急車が緊急出動したとき。
- ②自然災害等により施設が被災したとき。
- ③業務上において人の障害があったとき。（軽微な怪我、交通事故は除く）
- ④事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。
- ⑤商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。
- ⑥IF<sub>7</sub>、IF<sub>5</sub>ポンベから IF<sub>7</sub>、IF<sub>5</sub>の漏えいが発生したとき。

### (12) 地震

- ①鏡野町上齋原震度が 4 以上のとき。

以 上

## 平成 28 年度事業計画

平成 28 年 4 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド研究開発部門

人形峠環境技術センター

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）は、ウラン濃縮関連施設や鉱山関連施設の廃止措置を継続するとともに、廃止措置関連技術開発等を進めます。

業務の実施にあたっては、安全確保を最優先とした効率的な業務の推進に努めます。また、福島県の環境修復に関する技術開発並びに地域社会との共生、成果普及への取り組みを継続します。

平成 28 年度のセンターの取り組み事項は以下のとおりです。

### 1. 事業（開発・研究等）に関するここと

- 1) ウラン濃縮原型プラントは、滞留ウラン回収作業を終了します。その後、回収した滞留ウランの分離精製やシリンドラ容器への充てん等、滞留ウラン除去・回収設備の停止措置を進めます。
- 2) 製鍊転換施設及び解体物管理施設は、放射性廃棄物ドラム缶や解体物等を収納したコンテナの内容物調査、非破壊測定、詰替え及び不要物品等の処置を継続します。
- 3) 濃縮工学施設は、除染済部品のクリアランス対応、濁物類の処理方法の確立を目的とした基礎試験、使用を終えた設備の解体撤去、不要物品等の処置を継続します。
- 4) 鉱山施設は、適切な維持管理を継続するとともに、鉱さいたい積場の長期にわたる安全性を確保するための措置に必要な調査等を継続します。
- 5) センター各施設、設備及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。
- 6) ウランと環境研究及びウラン廃棄物対策についての検討を継続します。
- 7) 東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた対応として、環境修復の技術開発やコミュニケーション活動等への支援を継続します。

## 2. 安全確保・環境保全に関するここと

- 1) センターは、「業務・品質マネジメントシステム」の確実な運用、潜在的リスクへの対策及び基本動作の徹底、現場でのコミュニケーションの活発化により、安全確保、法令遵守を最優先とした事業活動を継続します。
- 2) 計画的なエネルギー管理により省資源を推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した事業活動を継続します。

## 3. 地域・社会への対応に関するここと

- 1) 地域振興への協力、事業説明会等への対応、広報紙の配布等を継続し、地域との積極的なコミュニケーションを図り、地域社会との共生に努めます。
- 2) 地元の大学や高専との連携、地元自治体や民間の企業との交流により、産学官との連携交流の推進を継続します。
- 3) ホームページ等を活用し、センター事業内容の紹介、研究開発成果及び環境モニタリングデータ等の情報公開を継続し、適時、分かり易い情報発信により、地域社会の理解と安心の向上に努めます。

以上

## 人形峠環境技術センターの事業計画案「ウランと環境研究プラットフォーム」構想

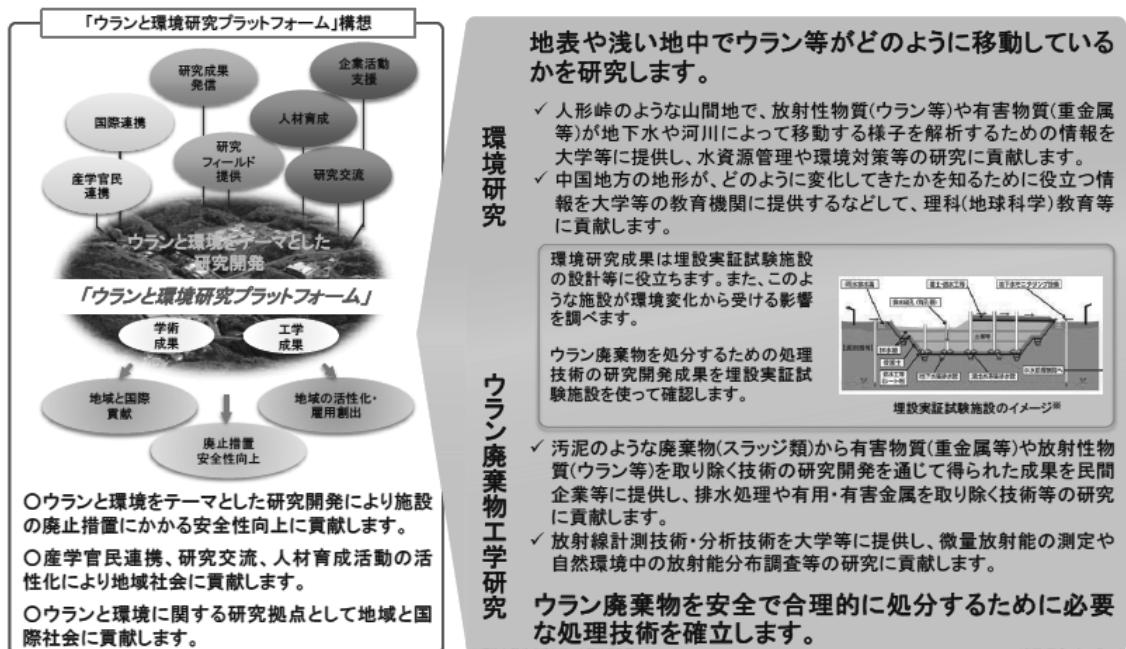
人形峠環境技術センターでは、廃止措置を着実に進めつつ、地域や国際貢献を行うための仕組として、「ウランと環境研究プラットフォーム」構想を取りまとめ、平成28年12月21日発表しました。

今後、地域の方々と意見交換を行う場等を設け、具体的な事業計画をとりまとめていく予定です。

別添1

### 人形峠環境技術センターの事業計画案の概要-「ウランと環境研究プラットフォーム」構想-

人形峠環境技術センターでは、核燃料サイクルのフロントエンドの研究開発を60年以上にわたり進めてきました。平成13年3月のウラン濃縮原型炉運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、その後は、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってきました。今後は、廃止措置を着実に進めるために不可欠な、ウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発に着手する予定です。「ウランと環境研究プラットフォーム」構想は、廃止措置を着実に進めるために必要なウランと環境をテーマとした研究開発(環境研究・ウラン廃棄物工学研究)を通じて、地域・国際社会への貢献を目指す仕組みです。



(出典：人形峠環境技術センターホームページ)

## 人形峠環境技術センター 各施設の沿革

### 製鍊転換施設

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 昭和54年11月 | 製鍊転換施設工事に着手                           |
| 昭和57年3月  | 製鍊転換施設全面運転開始                          |
| 昭和57年12月 | 製鍊転換施設で製造した六フッ化ウランを初出荷<br>回収ウラン転換試験開始 |
| 昭和63年8月  | 回収ウラン利用実証試験研究開始                       |
| 平成2年9月   | 回収ウラン利用実証試験研究終了                       |
| 平成3年6月   | 回収ウラン転換実用化試験開始                        |
| 平成4年8月   | 脱硝工程高度化確証試験開始                         |
| 平成6年8月   | 回収ウラン転換実用化試験運転開始                      |
| 平成11年7月  | 回収ウラン転換実用化試験運転を終了                     |
| 平成12年9月  | 製鍊転換施設の湿式設備解体を開始                      |
| 平成13年4月  | 四フッ化ウラン破碎乾燥試験開始                       |
| 平成14年3月  | 製鍊転換施設の湿式設備解体を終了                      |
| 平成19年3月  | 四フッ化ウラン破碎乾燥試験終了                       |
| 平成20年4月  | 製鍊転換施設の乾式設備解体を開始                      |
| 平成24年7月  | 製鍊転換施設の乾式設備解体を終了                      |
| 平成25年1月  | 製鍊転換施設の付帯設備解体開始                       |

### 濃縮工学施設

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 昭和53年4月  | ウラン濃縮パイロットプラントOP-1建屋工事に着手        |
| 昭和53年7月  | ウラン濃縮建設所を設置                      |
| 昭和54年9月  | ウラン濃縮パイロットプラントOP-1Aとして運転開始       |
| 昭和55年4月  | ウラン濃縮パイロットプラントOP-2建屋工事に着手        |
| 昭和55年10月 | ウラン濃縮パイロットプラントOP-1B運転開始          |
| 昭和56年4月  | ウラン濃縮パイロットプラントの製品を初出荷            |
| 昭和57年3月  | ウラン濃縮パイロットプラントOP-2運転開始（全面運転）     |
| 昭和57年12月 | ウラン濃縮パイロットプラントで濃縮したウランを「ふげん」に初出荷 |
| 昭和61年7月  | ウラン濃縮パイロットプラントより再濃縮ウラン初出荷        |
| 平成2年3月   | ウラン濃縮パイロットプラント試験終了               |
| 平成3年6月   | 高性能遠心分離機実用規模カスケード試験装置準備着手        |
| 平成3年10月  | ウラン濃縮パイロットプラントを濃縮工学施設と改称         |
| 平成4年3月   | 実用規模カスケード試験装置建設工事着手              |
| 平成5年3月   | 実用規模カスケード試験装置完成                  |
| 平成5年5月   | 実用規模カスケード試験装置運転試験開始              |
| 平成8年8月   | 遠心機処理設備建設工事着手                    |
| 平成9年3月   | 実用規模カスケード試験装置運転試験終了              |
| 平成12年9月  | 遠心機処理設備のホット試験を開始                 |
| 平成23年12月 | 放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）申請  |
| 平成24年8月  | 放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）の認可 |
| 平成25年11月 | 放射能濃度に係る確認（クリアランス確認）申請           |
| 平成26年3月  | 放射能濃度に係る確認証（クリアランス確認）受領          |
| 平成26年6月  | OP-1ウラン操作室、OP-2ブレンディング室の設備解体に着手  |

### ウラン濃縮原型プラント

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 昭和59年10月 | ウラン濃縮原型プラント敷地造成工事に着手             |
| 昭和60年11月 | ウラン濃縮原型プラントの建設に着手                |
| 昭和61年11月 | ウラン濃縮原型プラントDOP-2建屋工事に着手          |
| 昭和63年4月  | ウラン濃縮原型プラントDOP-1操業開始             |
| 平成元年5月   | ウラン濃縮原型プラントDOP-2操業開始（全面運転）       |
| 平成8年9月   | ウラン濃縮原型プラントによる回収ウランの再濃縮開始        |
| 平成11年11月 | ウラン濃縮原型プラントDOP-2の運転終了            |
| 平成13年3月  | ウラン濃縮原型プラントDOP-1の運転終了            |
| 平成13年11月 | 滞留ウラン回収試験開始                      |
| 平成14年12月 | 滞留ウラン除去・回収試験開始                   |
| 平成19年11月 | 第2運転単位（DOP-2）の滞留ウラン除去・回収試験終了     |
| 平成26年現在  | 第1運転単位（DOP-1）の滞留ウラン除去・回収に向けての準備中 |

(出典：人形峠環境技術センターホームページ)

## 環境放射線等測定項目(平成28年度)

### (1)島根原子力発電所周辺環境放射線等測定項目

#### ①空間放射線量

| 項目  | 測定地点            | 測定月 | 備考           |
|-----|-----------------|-----|--------------|
| 線量率 | 境港市上道町<br>米子市河崎 | 連続  | 固定型モニタリングポスト |
|     | 境港市外江町          |     |              |
|     | 境港市竹内町          |     |              |
|     | 境港市財ノ木町         |     |              |
|     | 米子市彦名町          |     |              |
|     | 米子市和田町          |     |              |
|     | 米子市夜見町          |     |              |
|     | 米子市大篠津町         |     |              |

#### ②環境試料中の放射性核種の分析

・測定法:  $\gamma$ 線スペクトロメトリー

・対象核種:  $^{54}\text{Mn}$ 、 $^{59}\text{Fe}$ 、 $^{58}\text{Co}$ 、 $^{60}\text{Co}$ 、 $^{137}\text{Cs}$ 、 $^{131}\text{I}$ (一部試料のみ)

| 区分   | 試料      | 採取地点             | 採取月(予定) |
|------|---------|------------------|---------|
| 浮遊じん | 浮遊じん    | 境港市上道町<br>米子市河崎  | 毎月      |
| 降下物  | 降下物     | 境港市上道町<br>米子市河崎  | 毎月      |
| 陸水   | 池水      | 境港市小篠津町          | 11      |
|      | 水道水(蛇口) | 境港市上道町<br>米子市河崎  | 5,11    |
|      | 水道水(原水) | 米子市水道局(福市着水井)    |         |
| 植物   | 松葉      | 境港市幸神町<br>米子市夜見町 | 10      |
| 陸土   | 陸土      | 境港市馬場崎町<br>米子市河崎 | 7       |
| 海水   | 表層水     | 葭津地先             | 4,10    |
|      |         | 大篠津町地先           | 5,11    |
| 海底土  | 底質(表層)  | 葭津地先             | 10      |
|      |         | 大篠津町地先           | 11      |
| 農産物  | 大根      | 境港市中海干拓          | 1       |
|      | 白ネギ     | 境港市中海干拓          | 12      |
|      | 精米      | 米子市夜見町           | 10      |
| 海産物  | セイゴ     |                  | 10      |
|      | イワガキ    |                  | 7       |
|      | ナマコ     |                  | 3       |
|      | ワカメ     |                  | 4       |

・測定法:  $\beta$  線スペクトロメリー

・対象核種:  $^{3}\text{H}$

| 区分 | 試料      | 採取地点            | 採取月(予定)  |
|----|---------|-----------------|----------|
| 陸水 | 池水      | 境港市小篠津町         | 11       |
|    | 水道水(蛇口) | 境港市上道町<br>米子市河崎 | 5        |
|    | 水道水(原水) | 米子市水道局(福市着水井)   |          |
| 海水 | 表層水     | 葭津地先<br>大篠津町地先  | 10<br>11 |

### ③大気中の放射能

| 項目                               | 測定地点            | 測定月 | 備考     |
|----------------------------------|-----------------|-----|--------|
| 浮遊じん中の<br>$\alpha$ 線及び $\beta$ 線 | 境港市上道町<br>米子市河崎 | 連続  | ダストモニタ |

## (2) 人形峠環境技術センター周辺環境放射線等測定項目

| 測定対象   | 測定項目                   | 測定地点                                  |    |    |    |         |    |    |    | 測定月<br>(採取月)              |
|--------|------------------------|---------------------------------------|----|----|----|---------|----|----|----|---------------------------|
|        |                        | 木地<br>山                               | 栗祖 | 加谷 | 穴鴨 | 小河<br>内 | 福吉 | 実光 | 鉛山 |                           |
| 空間線量   | γ 線量率                  | ○                                     |    |    |    |         |    |    |    | 連続測定<br>(固定局)             |
| 大気塵埃   | 全 α 放射能濃度<br>フッ素       | ○                                     |    |    |    |         |    |    |    | 連続測定<br>(固定局)             |
| 空間線量   | γ 線量率                  |                                       | ○  |    |    |         | ○  | ○  | ○  | 6,9,12,3                  |
| 空間積算線量 | γ 線積算線量                |                                       | ○  | ○  | ○  | ○       | ○  | ○  | ○  |                           |
| 大気塵埃   | 全 α 放射能濃度<br>全 β 放射能濃度 |                                       | ○  |    |    |         | ○  | ○  | ○  | 3~5、6~<br>8、9~11、<br>12~2 |
| 陸水     | 河川水                    | ウラン238<br>ラジウム226<br>フッ素              |    | ○  | ○  | ○       | ○  |    |    | 7,11,1                    |
|        | 飲料水                    |                                       |    | ○  | ○  | ○       | ○  |    |    | 7,8,11,1                  |
| 土壤     | 河底土                    | ウラン238<br>ラジウム226<br>全 β 放射能濃度<br>フッ素 |    | ○  | ○  | ○       | ○  |    |    | 7,11                      |
|        | 水田土                    |                                       |    |    | ○  | ○       | ○  |    |    | 7,11                      |
|        | 畑土                     |                                       |    |    | ○  | ○       | ○  |    |    | 7,11                      |
|        | 未耕土                    |                                       |    | ○  |    |         |    |    |    | 7,11                      |
| 農作物    | 精米                     | ウラン238<br>ラジウム226<br>フッ素              |    |    | ○  |         | ○  |    |    | 11                        |
|        | 野菜                     |                                       |    |    | ○  |         | ○  |    |    | 6,11                      |
| 樹葉     |                        |                                       |    | ○  |    |         |    |    |    | 7,11                      |

※ 木地山は固定局、その他は移動局(モニタリング車)での測定

## コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市：コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（9箇所）

| 施設名    | 住所             |
|--------|----------------|
| 大篠津公民館 | 米子市大篠津町1619-1  |
| 崎津公民館  | 米子市大崎1466-4    |
| 和田公民館  | 米子市和田町1829-1   |
| 富益公民館  | 米子市富益町788      |
| 彦名公民館  | 米子市彦名町2850-2   |
| 夜見公民館  | 米子市夜見町1679-11  |
| 河崎公民館  | 米子市河崎2620      |
| 加茂公民館  | 米子市両三柳3305     |
| 住吉公民館  | 米子市旗ヶ崎7丁目17-30 |

◎境港市：コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（17箇所）

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 境港市立渡小学校  | 境港市渡町 901 番地     |
| 境港市立外江小学校 | 境港市外江町 2,105 番地  |
| 境港市立境小学校  | 境港市湊町 27 番地      |
| 境港市立上道小学校 | 境港市上道町 3,026 番地  |
| 境港市立余子小学校 | 境港市竹内町 3,117 番地  |
| 境港市立中浜小学校 | 境港市麦垣町 432 番地    |
| 境港市立誠道小学校 | 境港市誠道町 2,062 番地  |
| 境港市立第一中学校 | 境港市上道町 1,840 番地  |
| 境港市立第二中学校 | 境港市竹内町 2,438 番地  |
| 境港市立第三中学校 | 境港市外江町 1,372 番地  |
| 境港市渡公民館   | 境港市渡町 1,356 番地の1 |
| 境港市外江公民館  | 境港市外江町 2,062 番地1 |
| 境港市境公民館   | 境港市湊町1番地         |
| 境港市上道公民館  | 境港市上道町 3,186 番地  |
| 境港市余子公民館  | 境港市竹内町 393 番地の2  |
| 境港市誠道公民館  | 境港市誠道町 220 番地の3  |
| 境港市中浜公民館  | 境港市財ノ木町 668 番地   |

各家庭、事業所等に備えてください

保存版  
平成29年

## 実際に「備え」あるか、 チェックしよう！

用意ができたら□してみよう！

- 家族用3日分の食料・飲料水
- 長そで・長スパン・帽子
- ラジオ兼ライト(予備の電池)
- 災急薬品・常用薬・処方箋
- 携帯電話及び充電器
- 現金通帳・印鑑・預金
- フード付きのビニールカッパ
- 健康保険証・運転免許証・被保険者書
- 作業用手袋・マスク
- 介護用品(歯磨き用具等)・生理用品
- タオル・下着類
- ティッシュ・ウェットティッシュ
- その他必需品(例:乳幼児のミルク・オムツなど)

※日用品としている食料品や生活必需品を少しずつ常備しておいてください。

他にもあれば書いておこう！

- 

### わたしの避難先

- 一時集結所:
- 避難先:

### 家族の連絡先

|              |      |      |
|--------------|------|------|
| 氏名           | 生年月日 | 生年月日 |
| 勤務先<br>(学年等) | 電話番号 | 電話番号 |
| 氏名           | 生年月日 | 生年月日 |
| 勤務先<br>(学年等) | 電話番号 | 電話番号 |
| 氏名           | 生年月日 | 生年月日 |
| 勤務先<br>(学年等) | 電話番号 | 電話番号 |

日頃から  
用意して  
おこう！

# 鳥取県 原子力災防ハンドブック

原子力  
災害とは？屋内避難  
とは？避難の  
方法とは？緊急時の  
医療体制は？放射線の  
基礎知識必要な取組みこ  
んなんだろう？避難する  
場所は？平成29年3月  
発行／鳥取県

発行／編集 鳥取県 危機管理課 原子力安全対策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271 TEL:0857-26-7974 FAX:0857-26-8805

e-mail genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp  
HPアドレス http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/

発行／鳥取県

# はじめに

このハンドブックは、万が一、島根原子力発電所で原子力災害が発生した際に、住民の方にとつていていただく対応の手引きとして作成しています。  
原子力災害の特徴やその時の必要な対応、放射線の基礎知識、日頃からの備えなどについて、まとめていきますので、各家庭や事業所で保管し、活用してください。

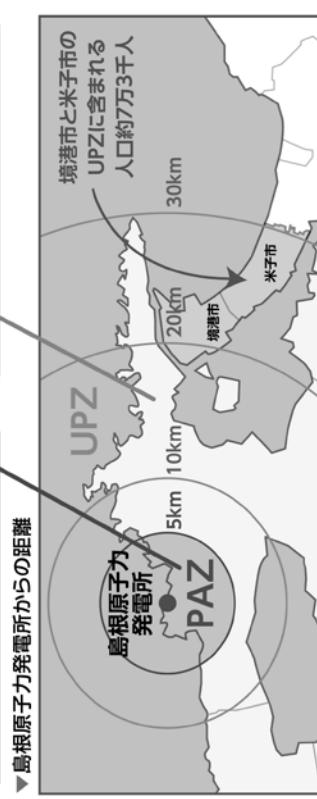
# 鳥取県の原子力防災への取組

## 地域防災計画(原子力災害対策編)と広域住民避難計画

鳥取県では、島根原子力発電所の事故に備えて、様々な原子力防災対策を進めています。  
福島第一原発事故を踏まえ、平成24年10月に原子力施設から離れた半径30kmの地域をUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)とすることが定められ、境港市全域と米子市の一部地域がUPZに含まれました。平成25年3月に、県・市では地域防災計画(原子力災害対策編)を全面修正するとともに、災害時の住民避難要領をまとめた「広域住民避難計画(原子力災害対策編)」を策定しました。(平成27年8月策定)

これらの計画に基づき、放射線を測定する機器や防護用の資器材の整備を行い、防災技術の習熟とこれらの計画の実効性を向上させていきます。

**PAZ(予防的防護措置を準備する区域)**  
：概ね30km  
原発事故の状況や緊急時モニタリングの結果に基づき、区内避難、逃離、一時移転、予防服用等を準備する区域。



## 「被ばく」と「汚染」の違い

- ※被ばくや汚染を避ける方法があります。
- 「被ばく」…放射線を受けたことです。
- 「汚染」…放射性物質や核種に対する汚染であり、がれきや土壌、水、魚介類等が汚染されています。
- 「内部被ばく」…体内に吸収された放射性物質が体内に入らない放射性物質。
- 「外部被ばく」…体外の環境や器具等に対する放射線を受けることをいいます。

# 原子力災害とは？

原子力災害は、原子力発電所で万が一事故が発生した場合に、放射性物質が外に漏れて、環境や住民に影響を及ぼす災害のことです。

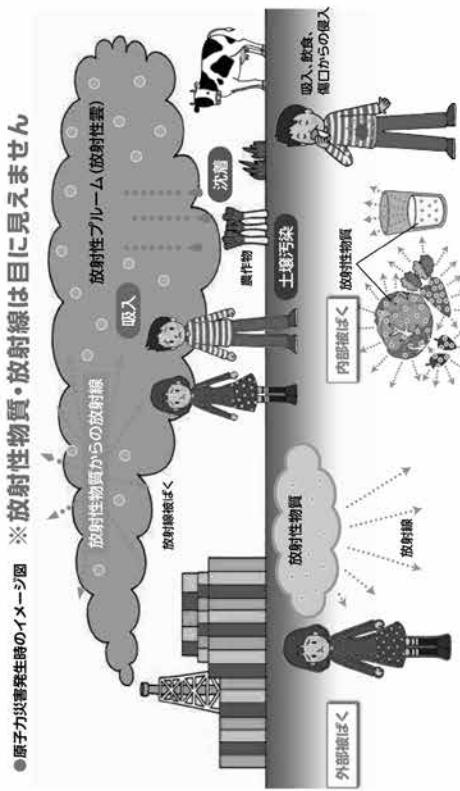
原子力災害は、地震や台風などの災害とは違い、放射性物質や放射線は目に見えないなど、五感で感じることができません。但し、適切な対応をとることにより、被ばくや汚染を抑えることができます。  
このため原子力災害の特徴や被ばくなどへの影響についてあらかじめ知つておくことが大切です。

## 原子力災害の特徴

- 放射性物質または放射線の存在は、放射線測定器を用いることにより検知することができますが、目に見えないと五感で感じることができません。
- 原子力に関する専門的知識が必要なため、専門的機関の役割や指示、助言等が重要となります。
- テレビやラジオなどからの県や市の情報に基づいて、屋内退避や避難などが必要となります。

## 原子力災害が発生するとどうなるの？

原子力発電所で事故が起きた場合、周辺に放射性物質が放出される恐れがあります。



## 「被ばく」と「汚染」の違い

- ※被ばくや汚染を避ける方法があります。
- 「被ばく」…放射線を受けたことです。
- 「汚染」…放射性物質や核種に対する汚染であり、がれきや土壌、水、魚介類等が汚染されています。
- 「内部被ばく」…体内に吸収された放射性物質が体内に入らない放射性物質。
- 「外部被ばく」…体外の環境や器具等に対する放射線を受けることをいいます。

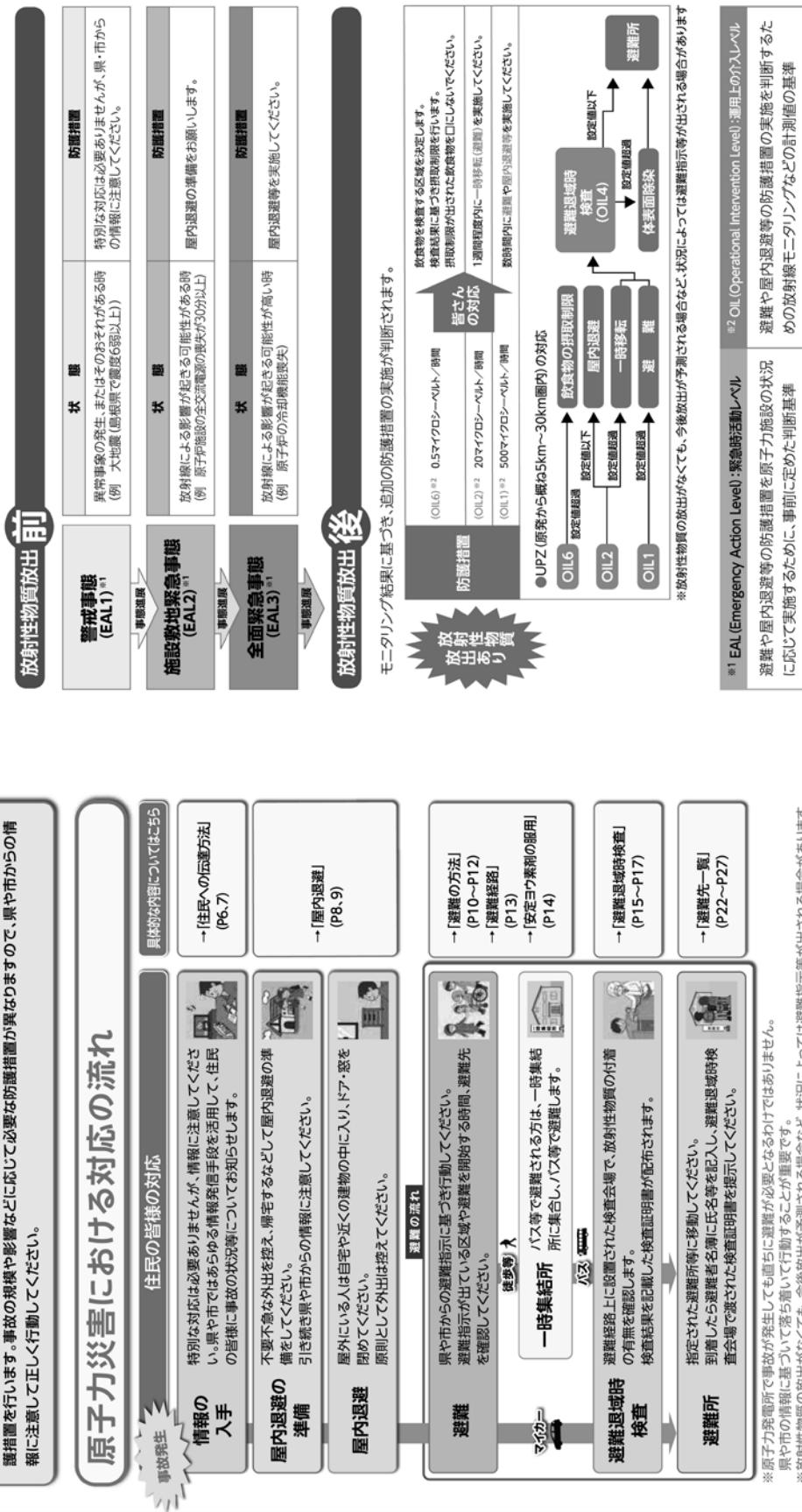
※外部被ばくだけではなく、内部被ばくにも注意が必要です。  
●「外部被ばく」…体の外から放射線を受けることをいいます。  
●「内部被ばく」…呼吸や食事、喝水から体内に入らない放射性物質によるもの。体内の組織や器官が放射線を受けることをいいます。

原子力発電所で事故が発生したらどうすればいいの？

2

## 防護措置(屋内退避・避難等)の判断基準(UPZ(概ね30km)の対応)

原発事故による放射性物質放出後に、モニタリングの結果に基づいて追加的な防護措置を行つたための判断基準（OIL）を設けます。具体的な防護措置実施の判断は原子力規制委員会が行い、具体的な指標は県や市が行います。



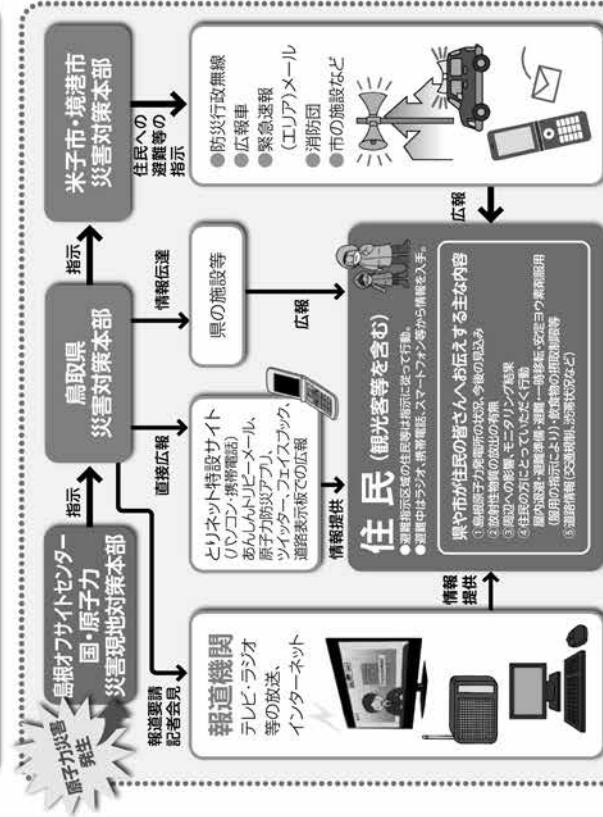
THE JOURNAL OF CLIMATE

# どうやって知るの？

③ 住民への  
伝達方法

原子力事故が発生した場合、まずは、防災行政無線、緊急速報(エリヤ)メール、テレビ、ラジオなど、あらゆる情報発信手段を活用してお知らせします。その後、事故の状況や避難指示などの必要な対応、注意事項などの情報をお伝えします。

## 情報伝達のフローチャート



テレビ、ラジオ、防災行政無線等により原子力発電所の事故情報等を伝達し、早期に帰宅するよう呼びかけます。また、外国人に対しては、多言語で情報伝達を行います。

- 【留意事項】
  - 受信すると通常のメールと異なる専用の報知音、バイブレーション及び画面上の表示でお知らせします。
  - マナーモードにおいても着信音が鳴ります。
  - 携帯電話の機種や設定によっては、受信しない場合があります。
  - 詳細については、携帯電話各社のホームページをご覧ください。

## ホームペー

トラブル発生等の緊急時には、原子力施設の状況や本県の対応状況、県民へのメッセージ等の緊急情報を掲載しますので、正しい情報を基に行動をお願いします。

●鳥取県の原子力防災のホームページでは、原子力防災に関する情報や緊急情報を提供しています。

- 鳥取県の原子力防災の取組み
  - ・鳥取県原子力安全顧問の設置
  - ・原子力防災講演会の開催
  - ・原子力防災現地研修会(見学会)の開催
  - ・鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の策定
  - ・鳥取県広域住民避難計画の策定と実効性の向上
  - ・原子力防災訓練の実施

- 空間放射線の測定(モニタリング)結果
  - 島根原子力発電所に関する情報

- 人形峰環境技術センターに関する情報
  - HPアドレス <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

鳥取県 原子力 検索 ハンズフリー メール

あんしんトリリーメール

- QRコードで簡単登録
  - QRコード講習会(見学会)の開催
  - バーコード読み取機能のある携帯電話の場合、右記のQRコードからメールを送信できます。

e-tottori-safe@xpressmail.jp

- 鳥取県内の防災情報等をメールでお送りするサービスです。携帯電話等から下記のアドレスにメールを送信し、返信メールを開いて登録手続きを行ってください。
- App StoreまたはGoogle Playで無料ダウンロードできます。
- 詳細については、鳥取県原子力安全対策課のホームページをご覧ください。

## ソーシャルメディアの活用

- 県では、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを用いた情報発信も行っています。

- Twitter(ツイッター)  
鳥取県危機管理局公式アカウント@tottori\_bousai

- Facebook(フェイスブック)  
鳥取県危機管理局公式アカウント@tottori\_bousai

- 緊急速報(エリヤ)メールは、災害・避難情報、津波警報などの緊急性の高い情報を対象地域の携帯電話利用者に一斉送信するものです。

- 詳細については、携帯電話各社のホームページをご覧ください。

# 屋内退避はどうすればいいの?

4  
屋内退避

屋内退避とは、放射線による被ばくの影響を低減するために自宅などの屋内に留まることがあります。屋内退避の指示が出た場合には、速やかに建物の中に入り、ドア、窓を閉めるなどして、外へ出られないなどの被ばくを避ける行動をとりましょう。あわせて、口や鼻をマスク等で保護することも効果があります。

## 屋内退避の指示が出たら…

落ち着いて  
対応しましょう!

①住家などの  
屋内に入  
ましよう

内部被ばく・外部被ばくを防ぐため、屋外にいる人は自分自身の建物の中に入りましょう。



③ドアや窓を閉  
め、エアコン等  
を止めましょう

外気が入らないよう外気や窓を全て閉め、エアコン、換気扇等を止めましょう(エアコンは使用可)。



⑤屋内では窓  
から離れま  
しょう

屋外からの放射線による外部被ばくを低減するため、できるだけ窓から離れて、部屋の中央に移動しましょう。



⑦食品にはフ  
タやラップを  
しましよう

放射性物質による污染を防ぐため、食品にはフタやラップをします。飲料水を確保し、ペットボトル等を入れ、開けておきましょう。

## 落ちる効果

### ①外部被ばくの低減

外部被ばくの低減には、速くへ物で放射性物質や放射性ブームにより、屋外にいると被ばくが増すおそれがあります。放射性物質が放出される前に、予防的に屋内に退避するとともに、放射性物質が通過あるいは放射性物質が地表面や建物に降下した場合でも、放射線が減衰するまで屋内退避を行うことで、外部被ばく・内部被ばくを低減することができます。

### ②内部被ばくの低減

内部被ばくは、呼吸や飲食などで放射性物質を体内に取り込むことで発生します。屋内に入り建物の気密性を高めることで、大気中にある放射性物質が入り込むことを防ぎ、放射性物質の吸込みを遮断します。

### ④窓などへ目張 りをするヒ效 果があります

換気口や窓、窓枠の隙間などに目張りするなどして、窓などの隙間から放射性物質が室内に入り込むのを防ぐ効果があります。

### ⑥着替え、手洗 い・うがい等 をしましよう

放射性物質や放射性ブームが通過中に屋外にいるときには、木造若木よりもコルクート建物のほうが遮蔽効果が高くなります。ただし、甲状腺被ばくについては、建物の構造による違いはあるものの、建物の気密性が高いほうが効果があります。

### ⑧正確な情報 を確認しま しょう

テレビ・ラジオ・防災行政無線・インターネット・ネット等による放送機関からの指示などに注意しましょう。

## 屋内退避の注意点

・屋内退避は数日間継続することがあります。日頃から食料や飲料水の備蓄に努めましょう。また、長期にわたる場合には避難への切替を行うことがあります。※鳥取県では、最低3日分の備蓄をお願いしています。

・一般的には、木造若木よりもコルクート建物のほうが遮蔽効果が高くなります。ただし、甲状腺被ばくについては、建物の構造による違いはあるものの、建物の気密性が高いほうが効果があります。

・UPZ 距離30km圏外にも影響が及ぶ深刻な事態が想定される場合には、原子力発電所の施設の状態等を踏まえて、原子力規制委員会が屋内退避エフワの拡大を判断する場合があります。

## 屋内退避は有効な手段です。

原子力災害が発生した時は、放射線による影響を回避したり、低減せることが重要であり、防護措置の一つとして屋内退避を行います。

原子力発電所から放出される放射性物質や放射性ブームにより、屋外にいると被ばくが増すおそれがあります。放射性物質が放出される前に、予防的に屋内に退避するとともに、放射性物質が通過あるいは放射性物質が地表面や建物に降下した場合でも、放射線が減衰するまで屋内退避を行うことで、外部被ばく・内部被ばくを低減することができます。

# どうやって避難すればいいの?

5  
避難の方法

県や市からの避難指示に基づいて行動します。

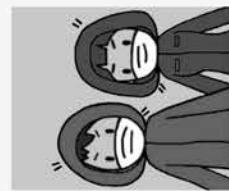
避難指示が出された対象区域や避難を開始する時間、避難先を確認し、落ち着いて行動してください。  
避難はマイカーのほか、一時集結所から県や市が手配するバスなどで避難します。

\*各地区的避難先施設や一時集結所はP22～P27をご確認ください。

**避難が必要になつたら…**

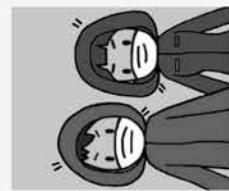
落ち着いて  
対応しましょう!

①正しい情報  
を入手しま  
しょう



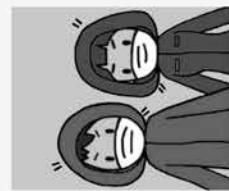
県、市からレピーラジオ、放送行政機関、広報車などの手段により、避難指示が必要な状況を伝達します。どのように対処するのか、正しい情報を入手しましょう。

②ビニールカッ  
パ・帽子等を  
着用しましょう



身体の表面の汚染を防ぐため、ゴード付きのビニールカッパ、長袖シャンパー、帽子等を着用して肌の露出を防ぎましょう。

③マスクをして  
内部被ばくを  
防ぎましょう



放射性物質の吸い込みを防ぐため、マスクをしていじり、水で濡らして固めっぽったハンカチやタオルで口や鼻を覆つけるなどしましょう。また、避難の際は、近くに声かけがけあります。

④マイカーや  
バス等で避  
難しましょう



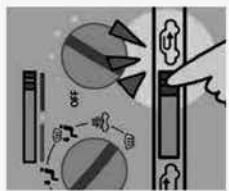
避難の指針が出た後、マイカーが指定する一時集結所に集合し、準備されたバス等で避難しましょう。また、避難の際は、近くに声かけをしましょう。

⑤一時集結所  
でも屋内避  
難をしま  
しょう



内部被ばくを防ぐため、一時集結所で出来るだけ室内で待ちましょう。

⑥車のエアコン  
は内部循環  
にしましょう



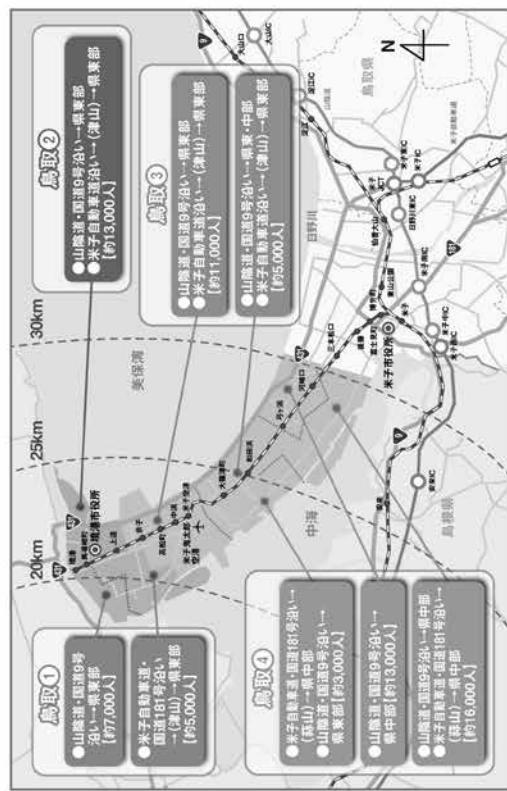
避難するとさきには、放射性物質が車内に取り込まれしあうに窓を閉めましょう。また、エアコンは使用を控えるか、内部循環に切り替えましょう。

## 段階的避難の実施(30km圏全域で避難が必要になった時)

「広域住民避難計画」では、30km圏全域に避難が必要になりました時、渋滞を避けるため、島根原子力発電所からの距離が近い区域から段階的に避難を行つ計画しています。

避難区域を4分割(下図)し、5時間間隔で段階的に避難することで避難するごとに避難渋滞を回避し、移動(車など)がどこに乗っている)時間と短縮することで被ばくのリスクなどの低減を図ります。

一音に避難を行うと段階的に避難する場合に比べて、避難の移動時間(車に乗つている時間など)が長くなります。



避難  
ポイント



乳幼児・妊娠婦等は、優先的に避難を

乳幼児、妊娠婦、障がい者、傷病者、入院患者等については、早期に避難準備を行い、優先避難を行います。避難の実施にあたっては、避難中に健康状態を悪化させないように十分配慮します。

支援者が(家族、地域住民など)とともに一時集結所に集結して、手話通訳者の避難説明等により地域住民とともに避難します。なお、あんしントリビーメールによる情報伝達では、ユニバーサルデザイン(背景色を緊急度で赤、黄・青・色分け)により、わかりやすく伝達します。



## 8 安定ヨウ素剤とはどういうものなの?

⑦ 安定ヨウ素剤  
避難時検査

安定ヨウ素剤は、体内に取り込まれる放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。

安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断に基づき、国や地方公共団体(県・市)の指示で行います。また、すぐに配布できるように、一時集結所、学校、福祉入所施設等に備蓄しています。

### ①目的と効果

原子力災害の際には、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。このうち放射性ヨウ素は、呼吸や飲食を通じて体内に取り込まれると、どの甲状腺に集まり、渴渴、甲状腺がんを発生させ可能になります。



▲安定ヨウ素剤(丸剤・ゼリー剤)

安定ヨウ素剤を服用することで、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを防ぎ、内臓被ばくを防止・低減する効果が24時間続きます。これにより、甲状腺がんの発生リスクを低減することが期待されます。

ただし、安定ヨウ素剤には、外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の内部被ばく防止には効果がありません。

### ②いつ、どこで飲むの?

服用は、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣)又は県や市の指示により行うこととされています。服用は原則1回で、服用指示が出た場合に一時集結所等で配布されます。

●米子市及び境港市の「一時集結所」に、安定ヨウ素剤を備蓄しています。また、学校(住民分のほか児童・生徒分)、福祉入所施設(利用者分など)にも備蓄しています。

●「一時集結所」で受け取られず、服用していない場合は、避難退域時検査会場で配布され、服用することができます。

### ③服用に当たり、注意すること

服用量は年齢に応じて決まっています(例：丸剤：小学生1丸、中学生以上2丸)。また、乳幼児は基本的には規定量の液剤又はゼリー剤を服用します。

安定ヨウ素剤の服用で重篤な副作用が起こることは稀ですが、注意が必要です。

服用できない方：安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方

[※規定量の液剤又はゼリー剤を服用します。]

安定ヨウ素剤の服用で重篤な副作用が起こることは稀ですが、注意が必要です。

慎重に服用する必要がある方(「当たのり」の当たる方は、主治医に相談しておかれることを安心です)：

ヨード過剰剤過敏症の既往歴、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症、先天性筋強直症、低補体血症性腎炎の既往歴、肺結核、シーリング病変皮膚炎の既往歴

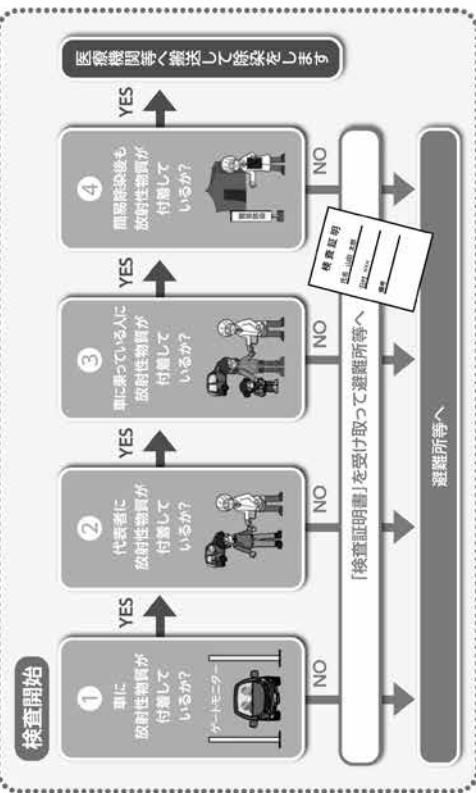
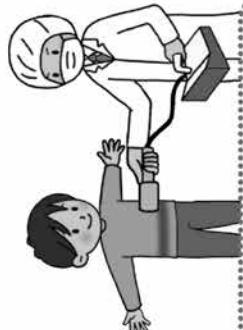
## 9 避難退域時検査とはどんな検査?

⑧ 避難退域時検査

体の表面に放射性物質が付着していないかを確認するための検査です。避難経路上に検査会場を設けますので、必ず検査を受けてください。検査は、車両による検査、代表者による検査、全員検査の流れで実施します。

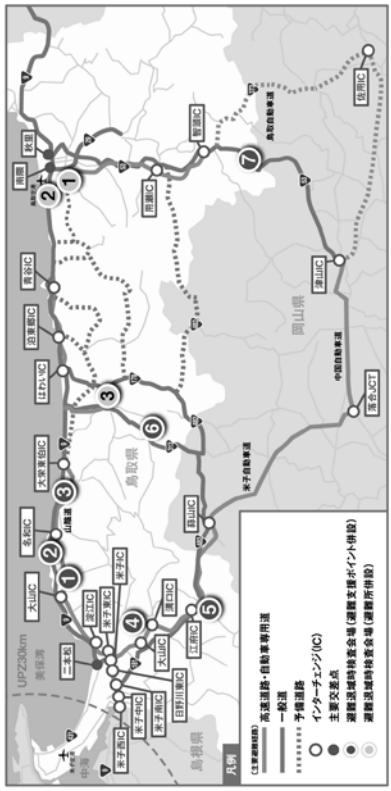
代表者による検査及び全員検査では、放射性物質が付着している可能性が高い箇所(頭・顔・手、靴底)を重点的に検査します。

### ①避難退域時検査の流れ



## 避難退域時検査と簡易除染の実施

### 避難経路と避難退域時検査会場



| 区分                   | 名 称                                  | 検査会場                       | 住 所                        | 備考                                |
|----------------------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| ① 車両検査               | ○ 車に乗っている住民の方(代表者)の検査                | ① 名和農業者トレーニングセンター          | 〒689-3212 大山町名和1247-1      | 避難者<br>(避難経路①)                    |
| ② 車に乗っている住民の方(全員)の検査 | ○ 車に乗っている住民の方(全員)の検査                 | ② 中山町農業者トレーニングセンター         | 〒689-3112 大山町下申1022-5      |                                   |
| ③ 車両の除染              | ○ 車両検査で放射性物質が付着している場合は、車両表面全体を洗浄します。 | ③ 東山総合公園体育館                | 〒689-2356 筑前町田舎560         |                                   |
| ④ 除染テント              | ○ 車両検査で放射性物質が付着している場合は、車両表面全体を洗浄します。 | ④ 伯耆町岸本&G海洋センター<br>(主要経路④) | 〒689-4102 伯耆町大原1006-3      | 避難者<br>(避難経路②・④)                  |
| ⑤ 除染テント              | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑤ 江府町立総合体育館                | 〒689-4413 江府町大字洲崎62        |                                   |
| ⑥ 除染テント              | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑥ 倉吉市鴨島林地漁業者等健康増進施設        | 〒683-0411 倉吉市鴨島町奥金宿1560-18 |                                   |
| ⑦ 日原公民学校             | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑦ 日原公民学校                   | 〒689-1451 箕面町大背205         |                                   |
| ⑧ 朝取空港圖書会館           | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑧ 朝取空港圖書会館                 | 〒680-0947 朝取市鷺山町西4丁目110-5  | 避難者のうち<br>検査を受けなかった者<br>受けられなかった者 |
| ⑨ 倉吉体育文化会館体育館        | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑨ 倉吉体育文化会館体育館              | 〒682-0023 倉吉市山根529-2       |                                   |
| ⑩ 朝取保健所              | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑩ 朝取保健所                    | 〒680-0901 朝取市江津720         |                                   |
| ⑪ 食吉保健所              | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑪ 食吉保健所                    | 〒682-0802 倉吉市東城町12         |                                   |
| ⑫ 米子保健所              | ○ 車両検査で放射性物質が付着した場合は、車両表面全体を洗浄します。   | ⑫ 米子保健所                    | 〒683-0802 米子市市場町1丁目1-45    |                                   |

Q:なぜ車両を検査するのです?  
A:一般的に、放射性物質は、屋内退避していた住民の方の体表面よりも、屋外に置かれていた車両に多く付着しているものと考えられます。そのため、住民の方の代わりとして車両を検査します。

よくある質問Q&A

Q:なぜ車両を検査するのです?  
A:自己など、輸送した駆逐等が自家用車により一緒に退避するところなど、搬入された方に 대해서は、まずは住民を検査するものの上、(代表者に放射性物質が付着して)場合、全員を検査します。

除染とは

除染とは、身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質を取り除くことです。ウエットティッシュ等で拭き取ることができます。なお、汚染の度合いが高く、検査会場で対応が困難な場合には、医療機関等へ搬送して除染をします。

資料:県防災課編集部の演習

# 原子力災害時の医療体制はどうなっているの？

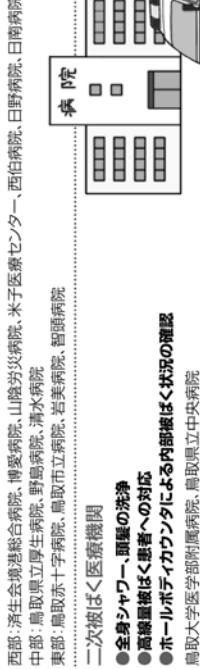
10 放射線の測定体制

原子力災害時においても医療を提供できるようにするために、県内16の医療機関を原子力災害時の医療機関として指定しています。また、高度被ばく医療センター、原子力災害医療・総合支援センターと連携をとり、傷病者や被ばく患者に対する適切な診療等を行える体制を確保しています。

## 医療機関等

### 初期被ばく医療機関（14機関）

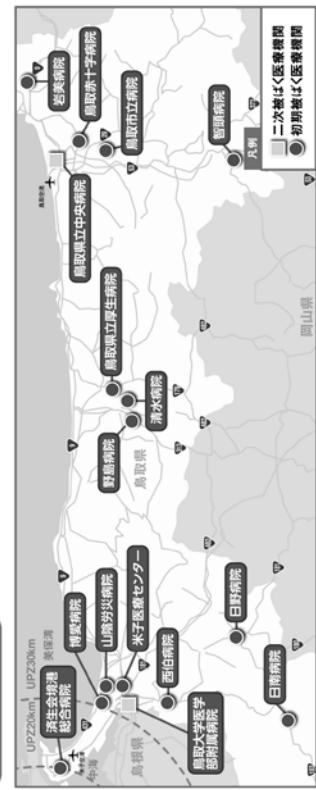
- 一般の救急処置（外傷等に対する治療）
- 簡易除染（洗浄や拭き取り）



高度被ばく医療センター、原子力災害医療・総合支援センター

- 二次被ばく医療機関に対する対応
- ホールドオーバンダウントによる内閣被ばく状況の確認

広島大学（広島市）



# 放射線はどこで測っているの？

10 放射線の測定体制

平常時から環境放射線の測定を行っていますが、原子力災害時には、測定を強化し、避難などの防護措置や飲食物の摂取制限などの判断を行います。  
測定結果はホームページ等で公開しています。

## 環境放射線測定（モニタリング）体制

### モニタリングポストによる連続測定



平常時から空気中の放射線を24時間体制で監視しています。

放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うため、設置された装置をモニタリングポストといいます。

### 可燃型モニタリングポスト



県内のモニタリングポスト位置図  
(固定型モニタリングポスト)



詳しい測定内容はホームページで



<http://monitoring.pref.niigata.lg.jp/pg/map/index.php>

●原子力規制委員会  
(放射線モニタリング情報)

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/la/>

9 放射線の測定体制

# 放射能・放射線・放射性物質

11  
普段からの  
知識

「放射線」を出す物質を「放射性物質」、「放射線」を出す能力のことを「放射能」といいます。

放射能、放射線、放射性物質については、その関係を図中電灯に例えることができます。

「放射能」とは、放射線を出す能力のことです。「放射性物質」は「懷中電灯」本体に例えられます。また、「放射能」では、放射線を出す能力のことですので、懐中電灯では、光を出す能力に例えられます。また、

懐中電灯から離れるほど光が弱くなります。



放射線がどれだけのエネルギーを  
与えたのかを表す単位  
(グレイ(Gy))

放射線によって人体にどれだけ影響があるのかを表す単位  
(シーベルト(Sv))

放射線の強さを表す単位  
(放射能)※  
(ルクス(lx))

放射能を出す能力  
(放射能)※

放射能の強さを表す単位  
(ベクレル(Bq))

放射性物質  
※放射能を持つ質(放射性物質)のことを指して用いられる場合もある

放射能がどれだけのエネルギーを  
与えたのかを表す単位  
(グレイ(Gy))

放射線によって人体にどれだけ影響があるのかを表す単位  
(シーベルト(Sv))

## 放射能・放射線の単位

▼Bq(ベクレル): 放射能の強さを表す単位

原子の中には、原子核の「ランプ」が点く壊れやすい(不安定な)性質のものがあります。これが放射性物質です。1ヘクレルは1秒間に1個の原子核が壊れるにのどき放射線が放出されます)ことに表します。

▼Sv(シーベルト): 人体への影響の度合いを表します。この単位で計算して同じ値であれば、自然放射線でも人工放射線でも、また外被膜ばくでも内部被膜ばくでも、人体への影響の度合いは同じです。

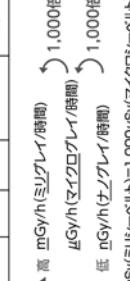
▼Gy(グレイ): 体やものが吸収したエネルギー量を表す単位を表します。

放射線にあたったときに、体やものが吸収したエネルギーの量を表します。

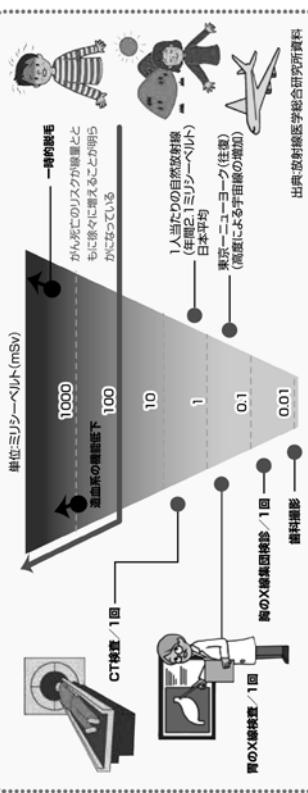
※緊急時には  $1 \text{ mGy} = 1 \text{ mSv}$  と表します

▼補助単位(ミリ、マイクロ、ナノ)の関係

| 100億倍     | 記号    | 読み   | 数字         | 日本語   |
|-----------|-------|------|------------|-------|
| $10^0$    | m     | ミリ   | 0.001      | 千分の1  |
| $10^{-3}$ | $\mu$ | マイクロ | 0.000001   | 百万分の1 |
| $10^{-6}$ | n     | ナノ   | 0.00000001 | 十億分の1 |



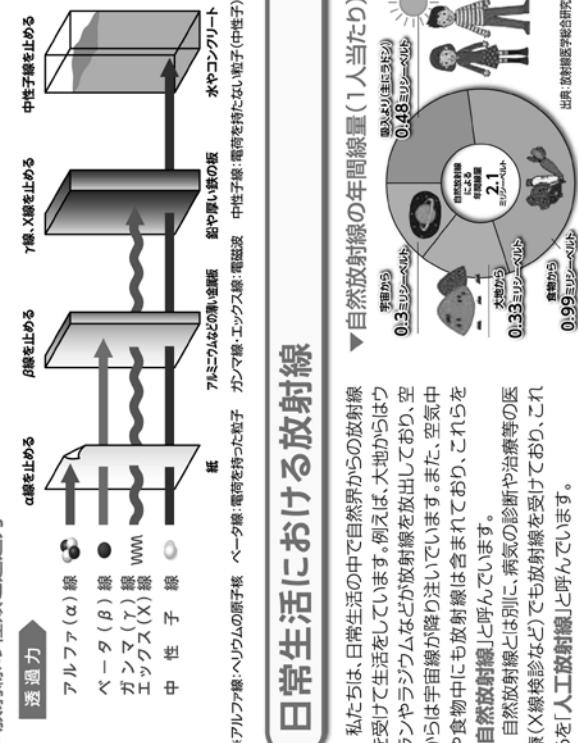
▼身の回りの放射線被ばく



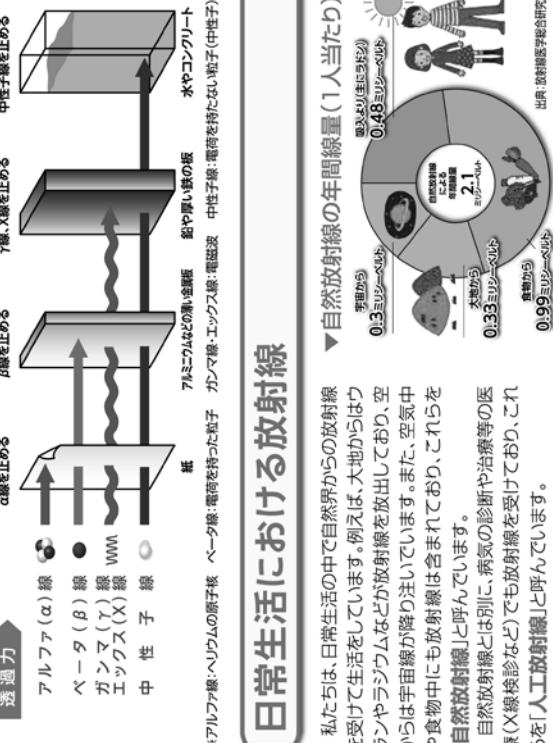
## 放射線の種類と透過力

放射線には、アルファ( $\alpha$ )線、ベータ( $\beta$ )線、ガンマ( $\gamma$ )線などの種類があります。  
放射線には物質を突き抜ける能力(透過力)があり、放射線の種類によつて突き抜ける能力が異なります。  
放射線はいろいろな物質でさえることができます。

### ▼放射線の種類と透過力



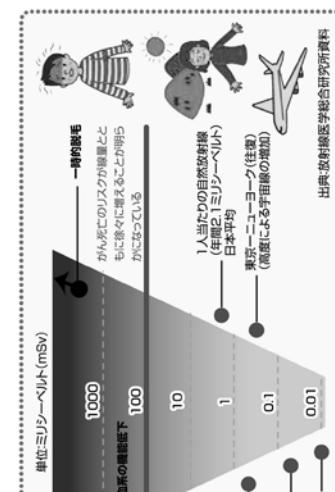
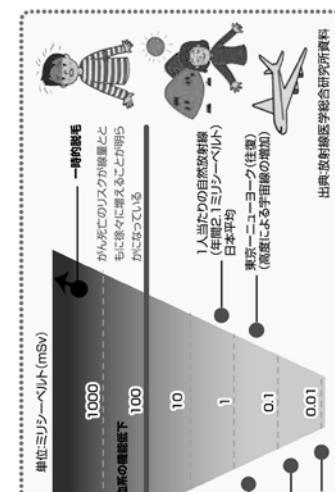
### ▼放射線の種類と透過力



## 日常生活における放射線

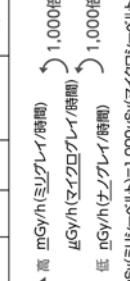
私たちは、日常生活の中で自然界からの放射線を受けて生活をしています。例えば、大地からではフルランやラジウムなどが放射線を放出しており、空からは宇宙線が降り注いでいます。また、空気中や食事中にも放射線は含まれております。これらを「自然放射線」とは別に、病気の診断や治療等の医療(X線検診など)でも放射線を受けており、これらを「人工放射線」と呼んでいます。

### ▼身の回りの放射線被ばく

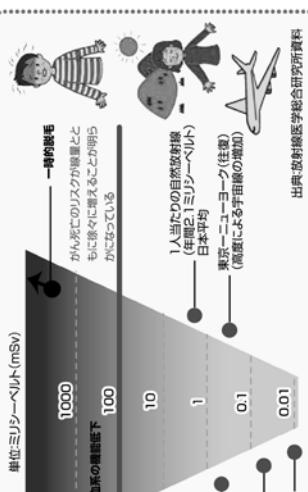


▼補助単位(ミリ、マイクロ、ナノ)の関係

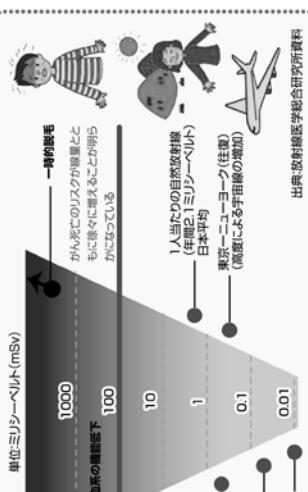
| 100億倍     | 記号    | 読み   | 数字         | 日本語   |
|-----------|-------|------|------------|-------|
| $10^0$    | m     | ミリ   | 0.001      | 千分の1  |
| $10^{-3}$ | $\mu$ | マイクロ | 0.000001   | 百万分の1 |
| $10^{-6}$ | n     | ナノ   | 0.00000001 | 十億分の1 |



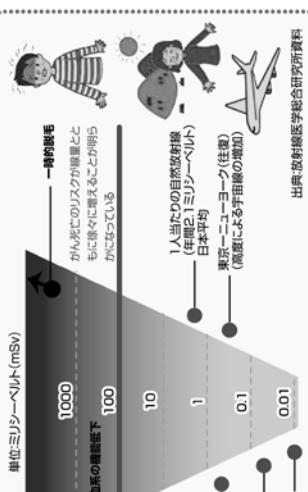
### ▼身の回りの放射線被ばく



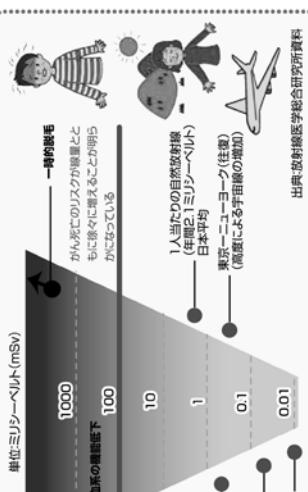
### ▼身の回りの放射線被ばく



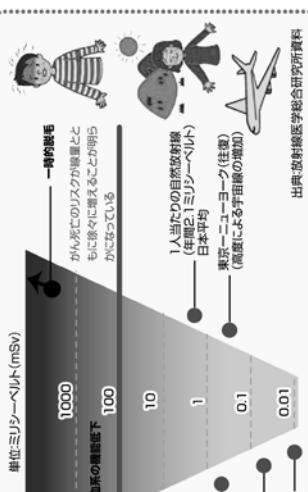
### ▼身の回りの放射線被ばく



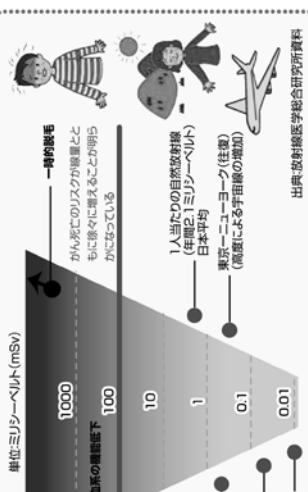
### ▼身の回りの放射線被ばく



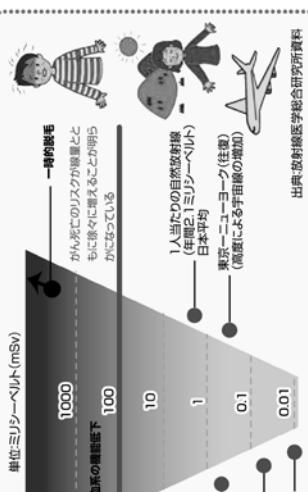
### ▼身の回りの放射線被ばく



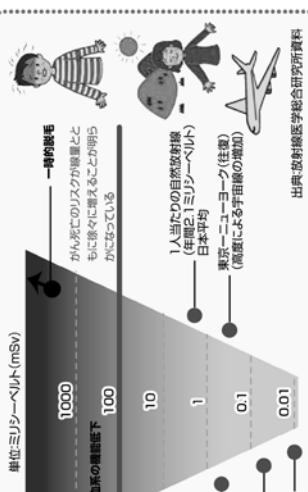
### ▼身の回りの放射線被ばく



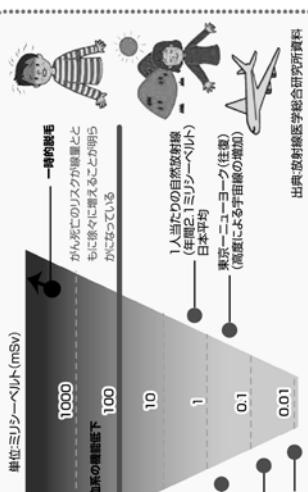
### ▼身の回りの放射線被ばく



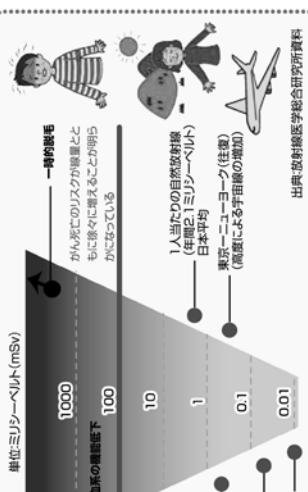
### ▼身の回りの放射線被ばく



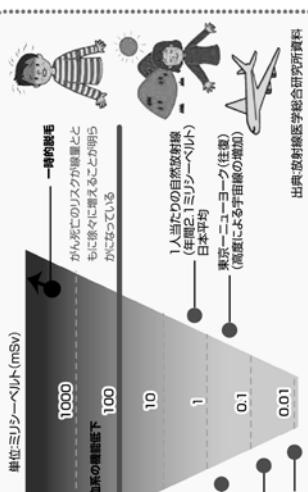
### ▼身の回りの放射線被ばく



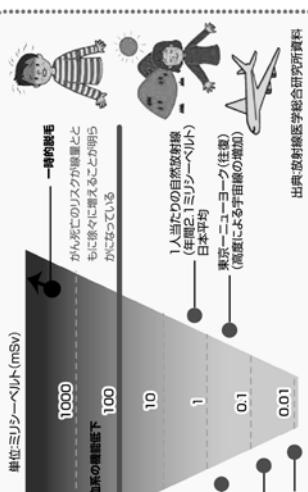
### ▼身の回りの放射線被ばく



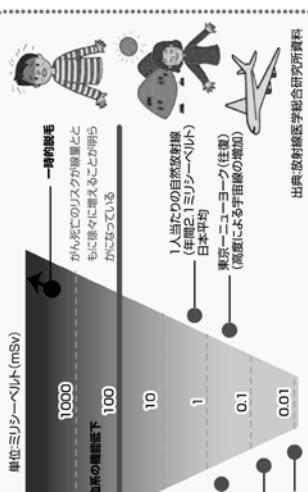
### ▼身の回りの放射線被ばく



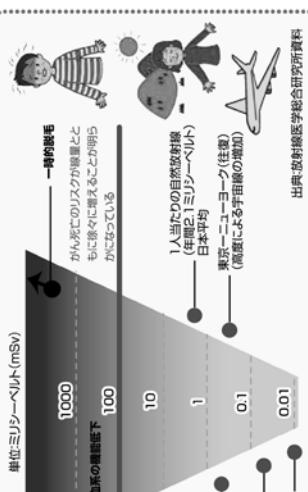
### ▼身の回りの放射線被ばく



### ▼身の回りの放射線被ばく



### ▼身の回りの放射線被ばく



## 避難先一覧

### 境港市

※「避難経路」については、13ページをご参照ください。

※放射性物質の放出状況等により避難経路が変更される場合があります。

| 地区名 <small>(小学校区)</small> | 地区名                           | 一時集結所  | 避難経路                         | 施設名   | 避難先                          | 施設名                             | 避難先                          | 電話番号                         | 市町名 |
|---------------------------|-------------------------------|--|------------------------------|-------|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----|
| 遷 <small>(わたり)</small> 地区 | 夕日ヶ丘<br>2丁目                   |  |                              | 竜ヶ丘公園 | 青谷町体育館<br>青谷町コミュニティセンター      | 青谷町農林漁業者トレーニングセンター<br>青谷町多目的ホール | -                            | 0857-85-2359<br>0857-85-1141 | 鳥取市 |
| 外江4区<br>外江5区              | 日進小学校                         | 日進地区公民館                                      | 0857-23-3371<br>0857-23-3960 | 市民体育馆 | 青谷町体育馆<br>青谷町ミニドライバー公演多目的ホール | 青谷町体育馆<br>青谷町ミニドライバー公演多目的ホール    | 0857-37-7420<br>0857-22-4502 | 0857-37-7420<br>0857-22-4502 | 鳥取市 |
| 外江6区<br>外江7区              | 人権文化交流プラザ(中央人権情報センター)         | 0857-27-5181                                 | 米川町                          | 市民体育馆 | 面影中学校                        | 面影中学校                           | 0857-22-8301                 | 0857-22-9033                 |     |
| 外江8区<br>外江9区<br>西工園地      | 明恵地区公民館<br>富桑地区公民館<br>富桑地区公民館 | 0857-23-5661<br>0857-23-0988<br>0857-27-4585 | 馬堀崎町                         | 市民体育馆 | 面影小学校                        | 面影小学校                           | 0857-53-2259<br>0857-53-1042 | 0857-53-2259<br>0857-53-1042 |     |
| 外江10区                     | 富桑地区公民館<br>城北地区公民館<br>城北地区公民館 | 0857-22-4239<br>0857-27-4585<br>0857-20-3373 | 大正町                          | 市民体育馆 | 山田中学校                        | 山田中学校                           | 0857-53-0600<br>0857-23-2355 | 0857-53-0600<br>0857-23-2355 |     |
| 外江11区                     | 中ノ郷地区公民館                      | 0857-23-0381                                 | 明治町                          | 市民体育馆 | 美和小学校                        | 美和小学校                           | 0857-24-0604                 | 0857-24-0604                 |     |
| 外江12区                     | 中ノ郷小学校                        | 0857-21-5393                                 | 元町                           | 市民体育馆 | 大正地区公民館                      | 大正地区公民館                         | 0857-28-7220                 | 0857-28-7220                 |     |
| 外江13区                     | 南中学校                          | 0857-26-3317                                 | 湊町                           | 市民体育馆 | 大正地区公民館                      | 大正地区公民館                         | 0857-53-0173<br>0857-22-2739 | 0857-53-0173<br>0857-22-2739 |     |
| 外江14区                     | 美保小学校                         | 0857-22-3617                                 | 日生町                          | 市民体育馆 | 布勢地区公民館                      | 布勢地区公民館                         | 0857-28-7220                 | 0857-28-7220                 |     |
| 芝町                        | 稻葉山地区公民館<br>稻葉山地区公民館·稻葉山体育馆   | 0857-21-5393<br>0857-22-3511<br>0857-24-2542 | 本町                           | 市民体育馆 | 大和体育馆                        | 大和体育馆                           | 0857-53-0404<br>0857-53-0404 | 0857-53-0404<br>0857-53-0404 | 鳥取市 |
| 清水町                       | 岩倉地区公民館<br>岩倉地区公民館<br>岩倉地区公民館 | 0857-22-3981<br>0857-22-5621<br>0857-22-5621 | 元町                           | 市民体育馆 | 東郷体育馆                        | 東郷体育馆                           | 0857-28-7220<br>0857-53-0456 | 0857-28-7220<br>0857-53-0456 |     |
| 遷 <small>(わたり)</small> 地区 | 第三中学校                         | 0857-22-4939                                 | 浜ノ町                          | 市民体育馆 | 湖南学園                         | 湖南学園                            | 0857-57-0021                 | 0857-57-0021                 |     |
| 渡1区                       | 外江公民館                         | 0857-21-5393                                 | 通池町                          | 市民体育馆 | 六場会館                         | 六場会館                            | 0857-54-0226                 | 0857-54-0226                 |     |
| 渡2区                       | 久松小学校                         | 0857-22-3511                                 | 松木町                          | 市民体育馆 | 松原体育馆                        | 松原体育馆                           | 0857-28-1192                 | 0857-28-1192                 |     |
| 渡3区                       | 久松小学校                         | 0857-24-2542                                 | 中町                           | 市民体育馆 | 布勢地区公民館                      | 布勢地区公民館                         | 0857-28-7220                 | 0857-28-7220                 |     |
| 渡4区                       | 久松小学校                         | 0857-22-3981                                 | 東日町                          | 市民体育馆 | (旧)湖南中学校                     | (旧)湖南中学校                        | -                            | -                            |     |
| 渡5区                       | 久松小学校                         | 0857-27-8101                                 | 入船町                          | 市民体育馆 | 神戸地区公民館                      | 神戸地区公民館                         | 0857-53-0001                 | 0857-53-0001                 |     |
| 渡6区                       | 久松小学校                         | 0857-22-4454                                 | 第一中学校                        | 市民体育馆 | 神戸川小学校                       | 神戸川小学校                          | 0857-55-0007                 | 0857-55-0007                 |     |
| 渡7区                       | 久松小学校                         | 0857-53-4798                                 | 東雲町                          | 市民体育馆 | 第一中学校                        | 第一中学校                           | 0857-22-4455                 | 0857-22-4455                 |     |
| 渡8区                       | 久松小学校                         | 0857-53-4798                                 | 花町                           | 市民体育馆 | 世紀小学校                        | 世紀小学校                           | 0857-23-0197                 | 0857-23-0197                 |     |
| 渡9区                       | 久松小学校                         | 0857-26-8038                                 | 紹和町                          | 市民体育馆 | 明治小学校                        | 明治小学校                           | 0857-56-0001                 | 0857-56-0001                 |     |
| 渡10区                      | 久松小学校                         | 0857-27-3401                                 | 上道1区                         | 市民体育馆 | 湖南中学校                        | 湖南中学校                           | 0857-51-3581                 | 0857-51-3581                 |     |
| 渡11区                      | 久松小学校                         | 0857-36-6060                                 | 上道2区                         | 市民体育馆 | 鳥取商業高等学校                     | 鳥取商業高等学校                        | 0857-28-0156                 | 0857-28-0156                 |     |
| 渡12区                      | 久松小学校                         | 0857-23-4148                                 | 上道3区                         | 市民体育馆 | 賀露小学校                        | 賀露小学校                           | 0857-28-1005                 | 0857-28-1005                 |     |
| 渡13区                      | 久松小学校                         | 0857-26-2668                                 | 上道4区                         | 市民体育馆 | 賀露地区公民館                      | 賀露地区公民館                         | 0857-28-1034                 | 0857-28-1034                 |     |
| 渡14区                      | 久松小学校                         | 0857-26-5314                                 | 上道5区                         | 市民体育馆 | 海洋の森体育馆                      | 海洋の森体育馆                         | -                            | -                            |     |
| 渡15区                      | 久松小学校                         | 0857-36-6060                                 | 上道6区                         | 市民体育馆 | 湖山中学校                        | 湖山中学校                           | 0857-28-1020                 | 0857-28-1020                 |     |
| 渡16区                      | 遷小学校                          | 0857-21-8700                                 | 中野1区                         | 市民体育馆 | 未道小学校                        | 未道小学校                           | 0857-59-0321                 | 0857-59-0321                 |     |
| 渡17区                      | 第三中学校                         | 0857-22-8495                                 | 中野2区                         | 市民体育馆 | 千代水体育馆                       | 千代水体育馆                          | 0857-27-4813                 | 0857-27-4813                 |     |
| 渡18区                      | 第三中学校                         | 0857-23-3341                                 | 中野3区                         | 市民体育馆 | 浜町小学校                        | 浜町小学校                           | 0857-27-4813                 | 0857-27-4813                 |     |
| 森町(東森町)<br>II(西森町)        | 遷小学校<br>遷小学校                  | 0857-22-4539<br>0857-27-8562                 | 中野4区                         | 市民体育馆 | 千代水地区公民館                     | 千代水地区公民館                        | 0857-51-8011                 | 0857-51-8011                 | 鳥取市 |
| 中浦干拓地                     | 第三中学校                         | 0857-22-3417                                 | 中野5区                         | 市民体育馆 | 未道小学校                        | 未道小学校                           | 0857-27-0711                 | 0857-27-0711                 |     |
|                           |                               | -  | 中野6区                         | 市民体育馆 | 米里体育馆                        | 米里体育馆                           | 0857-51-8128                 | 0857-51-8128                 |     |

米子市

※避難経路については、13ページをご参照ください。  
※放射性物質の放出状況等により避難経路が変更される場合があります。

※避難経路については、13ページをご参照ください。  
※放射性物質の放出状況等により避難経路が変更される場合があります。

中英雙語詞典

| 地区名1<br>(小学校区) | 地区名   | 一時集結所  | 避難経路         | 施設名 | 施設名 | 避難経路                           | 電話番号         | 市町名 |
|----------------|-------|--|--------------|-----|-----|--------------------------------|--------------|-----|
| 彦名9区           |       | 久米中学校  | 0858-28-1241 |     |     | 倉吉義塾学校体育館                      | 0858-28-3500 |     |
| 彦名9区の1         |       | 灘手小学校  | 0858-22-5404 |     |     | 上小鷹小学校広瀬分校体育館<br>はばたき・人情文化センター | 0858-28-3238 |     |
| 彦名10区          | 彦名公民館 | 河北中学校  | 0858-26-1341 |     |     | 倉吉福祉センター                       | 0858-22-9801 | 倉吉市 |
| 彦名11区          | 彦名公民館 | 北谷小学校  | 0858-26-1630 |     |     | まちかびセンター                       | 0858-23-4300 |     |
| 彦名12区          | (住名町) | ①・②  | 0858-28-0962 |     |     | JAM鳥取中央                        | 0858-23-3000 |     |
| 彦名13-14区       |       | ブランナールみまさ  | 0858-43-2211 |     |     | 活性化センター                        | 0858-34-3555 |     |
|                |       | 竹田町民体育館  | 0858-44-2535 | 三郷町 |     | 活性化センター                        | 0858-34-3011 |     |
|                |       | 農林漁業者トレーニングセンター                                    | 0858-43-0003 |     |     | 中央公民館沿河館                       | 0858-34-2983 |     |
|                |       | 三朝中学校寄宿舎   | 0858-36-2063 |     |     | 青少年の家                          | 0858-34-2050 |     |
|                |       | 北条小学校体育館   | 0858-36-4800 | 北栄町 |     | 瀬戸センター                         | 0858-32-0224 |     |
|                |       | 北条中学校  | 0858-52-1111 |     |     | 羽衣会館                           | 0858-32-1116 |     |
|                |       | 生涯学習センター   | 0858-52-2950 |     |     | 桜コミニティーセンター                    | 0858-28-1116 |     |
|                |       | 八幡小学校  | 0858-52-2404 |     |     | 中央公民館                          | 0858-28-1116 |     |
|                |       | 浦安小学校体育館   | 0858-55-0506 |     |     | 花見コミニティーセンター                   | 0858-28-1116 |     |
|                |       | 赤崎小学校体育館   | 0858-55-0601 | 琴浦町 |     | ①・②                            | ー            |     |
|                |       | 船田小学校体育館   | 0858-55-0506 |     |     | 北公民館                           | 0858-28-1555 |     |
|                |       | 旧安田小学校体育館  | 0858-55-0601 |     |     | 花見コミニティーセンター                   | 0858-28-0969 |     |
|                |       | 旧以西小学校体育館  | 0858-55-0002 |     |     | 成徳小学校                          | 0858-22-5205 |     |
|                |       | 赤崎中学校体育館   | 0858-52-2773 |     |     | 上郷公民館                          | 0858-22-6173 |     |
|                |       | 東伯文化センター   | 0858-52-2773 |     |     | 成徳公民館                          | 0858-22-0640 |     |
|                |       | 旧古布庄小学校  | ー            |     |     | 成徳公民館                          | 0858-22-1301 |     |
|                |       | 東伯中学校体育館   | 0858-52-2326 |     |     | 灘手公民館                          | 0858-22-5401 |     |
|                |       | 北条ふれあい会館   | ー            |     |     | 東江倉吉体育馆・体育館                    | 0858-26-4441 |     |
|                |       | 御建・四井屋   |              |     |     | 住吉公民館                          | 0858-26-9885 |     |
|                |       | 伯母山  |              |     |     | 住吉小学校                          | 0858-24-9663 |     |
|                |       | 芝谷   |              |     |     | 工キ(リ)倉吉                        | 0858-26-1351 |     |
|                |       | 河崎回地区東   |              |     |     | 松任学院倉吉北高等学校                    | 0858-26-1811 |     |
|                |       | 河崎公民館  |              |     |     | 周取短期大学                         | 0858-26-3016 |     |
|                |       | 河崎回地区西   |              |     |     | 聖郷小学校                          | 0858-26-9885 |     |
|                |       | (河崎)   |              |     |     | 上牛尾童センター                       | 0858-52-2797 |     |
|                |       | 河崎小学校  |              |     |     | 工キ(リ)倉吉                        | 0858-26-1811 |     |
|                |       | 大栄中学校  | 0858-37-2024 | 北栄町 |     | 西郷小学校                          | 0858-26-1811 |     |
|                |       | 鳴川中学校  | 0858-45-2555 |     |     | 東自動労者体育センター                    | 0858-26-1811 |     |
|                |       | 大栄小学校体育館   | 0858-37-2041 | 北栄町 |     | 西郷公民館                          | 0858-43-1040 |     |
|                |       | 旧山守小学校   | ー            |     |     | 高勢公民館(体育館)                     | 0858-26-1763 |     |
|                |       | 間関小学校  | 0858-45-2556 |     |     | 上条公民館                          | 0858-26-2046 |     |
|                |       | 大栄体育館  | 0858-37-2137 | 北栄町 |     | 加茂中学校                          | 0858-45-2411 |     |
|                |       | 大栄ふれあい会館   | ー            |     |     | 開金町山口多目的研修集会施設                 | ー            |     |
|                |       | 上北条小学校   | 0858-26-6355 |     |     | 北条体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 西郷小学校  | 0858-26-3020 |     |     | 北条体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 伯耆しあわせの郷   | 0858-26-5581 |     |     | 北条体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 成美公民館  | 0858-55-2316 |     |     | 大藏体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 安田公民館  | 0858-55-1848 |     |     | 農業者トレーニングセンター                  | 0858-55-2707 |     |
|                |       | 以西公民館  | 0858-55-7550 | 琴浦町 |     | 出典:米子市資料                       |              |     |
|                |       | 後藤小学校  | ー            |     |     |                                |              |     |
|                |       | 後藤ヶ丘中学校  |              |     |     |                                |              |     |
|                |       | 旗ヶ崎3区南   |              |     |     |                                |              |     |
|                |       | (住吉)<br>公民館区<br>(安吉の<br>全域、<br>旗ヶ崎、<br>上後藤の<br>一部) |              |     |     |                                |              |     |
|                |       | 旗ヶ崎3区北   |              |     |     |                                |              |     |

| 地区名1<br>(小学校区) | 地区名   | 一時集結所  | 避難経路         | 施設名 | 施設名 | 避難経路                           | 電話番号         | 市町名 |
|----------------|-------|--|--------------|-----|-----|--------------------------------|--------------|-----|
| 彦名9区           |       | 久米中学校  | 0858-28-1241 |     |     | 倉吉義塾学校体育館                      | 0858-28-3500 |     |
| 彦名9区の1         |       | 灘手小学校  | 0858-22-5404 | 倉吉市 |     | 上小鷹小学校広瀬分校体育館<br>はばたき・人情文化センター | 0858-28-3238 |     |
| 彦名10区          | 彦名公民館 | 河北中学校  | 0858-26-1341 |     |     | 倉吉福祉センター                       | 0858-22-9801 | 倉吉市 |
| 彦名11区          | 彦名公民館 | 北谷小学校  | 0858-26-1630 |     |     | まちかびセンター                       | 0858-23-4300 |     |
| 彦名12区          | (住名町) | ①・②  | 0858-28-0962 |     |     | JAM鳥取中央                        | 0858-23-3000 |     |
| 彦名13-14区       |       | ブランナールみまさ  | 0858-43-2211 |     |     | 活性化センター                        | 0858-34-3555 |     |
|                |       | 竹田町民体育館  | 0858-44-2535 | 三郷町 |     | 活性化センター                        | 0858-34-3011 |     |
|                |       | 農林漁業者トレーニングセンター                                    | 0858-43-0003 |     |     | 中央公民館沿河館                       | 0858-34-2983 |     |
|                |       | 三朝中学校寄宿舎   | 0858-36-2063 |     |     | 青少年の家                          | 0858-34-2050 |     |
|                |       | 北条小学校体育館   | 0858-36-4800 | 北栄町 |     | 瀬戸センター                         | 0858-32-0224 |     |
|                |       | 北条中学校  | 0858-52-1111 |     |     | 羽衣会館                           | 0858-32-1116 |     |
|                |       | 生涯学習センター   | 0858-52-2950 |     |     | 桜コミニティーセンター                    | 0858-32-1116 |     |
|                |       | 八幡小学校  | 0858-52-2404 |     |     | 中央公民館                          | 0858-28-1116 |     |
|                |       | 浦安小学校体育館   | 0858-55-0506 | 琴浦町 |     | 花見コミニティーセンター                   | 0858-28-1116 |     |
|                |       | 赤崎小学校体育館   | 0858-55-0601 |     |     | ①・②                            | ー            |     |
|                |       | 船田小学校体育館   | 0858-55-0506 |     |     | 北公民館                           | 0858-28-1555 |     |
|                |       | 旧安田小学校体育館  | 0858-55-0601 |     |     | 花見コミニティーセンター                   | 0858-28-0969 |     |
|                |       | 旧以西小学校体育館  | 0858-55-0002 |     |     | 成徳小学校                          | 0858-22-5205 |     |
|                |       | 赤崎中学校体育館   | 0858-52-2773 |     |     | 上郷公民館                          | 0858-22-6173 |     |
|                |       | 東伯文化センター   | 0858-52-2773 |     |     | 成徳公民館                          | 0858-22-0640 |     |
|                |       | 旧古布庄小学校  | ー            |     |     | 成徳公民館                          | 0858-22-1301 |     |
|                |       | 東伯中学校体育館   | 0858-52-2326 |     |     | 灘手公民館                          | 0858-22-5401 |     |
|                |       | 北条ふれあい会館   | ー            |     |     | 東江倉吉体育馆・体育館                    | 0858-26-4441 |     |
|                |       | 御建・四井屋   |              |     |     | 住吉公民館                          | 0858-26-9885 |     |
|                |       | 伯母山  |              |     |     | 住吉小学校                          | 0858-26-9885 |     |
|                |       | 芝谷   |              |     |     | 上牛尾童センター                       | 0858-52-2797 |     |
|                |       | 河崎回地区東   |              |     |     | 工キ(リ)倉吉                        | 0858-24-9663 |     |
|                |       | 河崎公民館  |              |     |     | 松任学院倉吉北高等学校                    | 0858-26-1351 |     |
|                |       | 河崎回地区西   |              |     |     | 周取短期大学                         | 0858-26-1811 |     |
|                |       | (河崎)   |              |     |     | 聖郷小学校                          | 0858-26-3016 |     |
|                |       | 河崎小学校  |              |     |     | 東自動労者体育センター                    | 0858-26-9885 |     |
|                |       | 大栄中学校  | 0858-37-2024 | 北栄町 |     | 西郷小学校                          | 0858-52-2797 |     |
|                |       | 鳴川中学校  | 0858-45-2555 |     |     | 高勢公民館                          | 0858-43-1040 |     |
|                |       | 大栄小学校体育館   | 0858-37-2041 | 北栄町 |     | 上条公民館                          | 0858-26-1763 |     |
|                |       | 旧山守小学校   | ー            |     |     | 加茂中学校                          | 0858-26-2046 |     |
|                |       | 間関小学校  | 0858-45-2556 |     |     | 開金町山口多目的研修集会施設                 | 0858-45-2411 |     |
|                |       | 大栄体育館  | 0858-37-2137 | 北栄町 |     | 北条体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 大栄ふれあい会館   | ー            |     |     | 北条体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 上北条小学校   | 0858-26-6355 |     |     | 大藏体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 西郷小学校  | 0858-26-3020 |     |     | 農業者トレーニングセンター                  | 0858-55-2707 |     |
|                |       | 伯耆しあわせの郷   | 0858-26-5581 |     |     | 大藏体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 成美公民館  | 0858-55-2316 |     |     | 農業者トレーニングセンター                  | 0858-55-2707 |     |
|                |       | 安田公民館  | 0858-55-1848 |     |     | 大藏体育馆                          | ー            |     |
|                |       | 以西公民館  | 0858-55-7550 | 琴浦町 |     | 農業者トレーニングセンター                  | 0858-55-2707 |     |
|                |       | 後藤小学校  | ー            |     |     | 出典:米子市資料                       |              |     |
|                |       | 後藤ヶ丘中学校  |              |     |     |                                |              |     |
|                |       | 旗ヶ崎3区南   |              |     |     |                                |              |     |
|                |       | (住吉)<br>公民館区<br>(安吉の<br>全域、<br>旗ヶ崎、<br>上後藤の<br>一部) |              |     |     |                                |              |     |
|                |       | 旗ヶ崎3区北   |              |     |     |                                |              |     |

発行 平成29年3月

発行者 鳥取県(危機管理局原子力安全対策課)

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

電 話：0857-26-7974

ファクシミリ：0857-26-8805

ホームページ : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

E-mail : genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp